

“おいしく食べて楽しい食事”

「食」でつなげる 健康で心豊かな人づくり・まちづくり

# 久喜市食育推進計画



久喜市

# ごあいさつ



「食」は私たちが生きていくために欠かすことのできないものです。

また、健全な食生活は、健康な身体を保つための基礎であり同時に毎日の生活に喜びや楽しみを与えてくれる源でもあります。

近年、生活水準が向上し食生活は豊かになる一方で、価値観やライフスタイルが多様化し、「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、食の安全性に対する不安、食文化の喪失など「食」を取り巻くさまざまな問題が生じています。

このような状況を踏まえ、国では平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月に「食育推進基本計画」、平成23年4月に「第2次食育推進基本計画」を策定いたしました。

また、埼玉県においては平成20年2月に「埼玉県食育推進計画」を策定しております。

本市においても、すべての市民の皆様が「食」の重要性を認識し、「食」への感謝の念をもち、「食」への取り組みを通じて、いきいきと暮らせるまちづくりを目指した「久喜市食育推進計画」を策定いたしました。

この計画は、「“おいしく食べて楽しい食事” 「食」でつなげる 健康で心豊かな人づくり・まちづくり」を基本理念とし、さまざまな施策を展開していくものです。

食育推進の主体となる家庭をはじめ、学校、保育園、農業関係者、各関係機関とのネットワークを構築していくことにより、市民の皆様と一体となって食育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました久喜市食育推進会議委員の皆様をはじめ、関係者並びに市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

久喜市長 田中暄二



# 目次

I	はじめに.....	1
1	今、なぜ食育が必要なのでしょう.....	2
2	策定の趣旨.....	4
(1)	国、県の動向.....	4
(2)	策定の目的.....	4
(3)	計画の位置づけ.....	4
(4)	他の計画との関係.....	5
(5)	計画の期間.....	5
(6)	策定体制.....	6
(7)	策定方法.....	7
II	「食」をめぐる本市の現状.....	9
1	久喜市の概要.....	10
2	アンケートからみた「食」をめぐる本市の現状.....	16
III	計画のめざすところ.....	25
1	本市における食育の課題と理念・基本目標.....	26
2	地域の協働.....	28
IV	食育推進の取組み.....	29
	基本目標1 健康なからだをつくる食育.....	30
	ひとロメモ1.....	34
	ひとロメモ2.....	36
	ひとロメモ3.....	38

基本目標2 <sup>くき</sup> 地域を知る食育 .....	41
コラム .....	45
ひとロメモ 4 .....	47
基本目標3 豊かな心を育む食育 .....	50
<b>V 評価指標 .....</b>	<b>59</b>
1 評価指標 .....	60
<b>VI 食育推進の体制 .....</b>	<b>61</b>
1 食育推進の充実・強化 .....	62
(1) 食育推進会議を中心とする推進体制の確立 .....	62
(2) 庁内の推進体制の確立 .....	63
(3) 食育の情報発信など環境整備の強化 .....	63
2 実効性の確保 .....	64
3 計画の公表・周知 .....	64
<b>資 料 編 .....</b>	<b>65</b>
1 策定経過 .....	66
2 久喜市食育推進会議条例 .....	68
3 久喜市食育推進会議委員名簿 .....	70
4 久喜市食育推進庁内連絡会議規程 .....	71
5 市が取り組む食育事業担当課一覧 .....	73

# I はじめに

この章は、計画を策定する目的や背景、策定までの過程を示しています。

# 1 今、なぜ食育が必要なのでしょう

“食べること”は、私たちが健康でいるための基本です。「食」は体の健康にとどまらず、食べ物や自然のめぐみへの感謝、思いやりなど心の健康とも密接な関係があります。食生活と深い関わりがあるといわれる生活習慣病（がん、心疾患、糖尿病等）の増加や、また、放射能汚染など食の安全・安心への不安が高まっており、食育の必要性が叫ばれています。

## ▼食生活の乱れ

- 食べたいものをいつでもどこでも食べられる便利で豊かな社会になりましたが、これによって不規則な食生活や栄養の偏りなどが問題となっています。
- 特に若い世代を中心に、朝食の欠食が見られます。また、生活時間の多様化など、家族がそろって食事をする機会が減っています。
- 肥満や行き過ぎたやせ志向、家族とのコミュニケーションの低下などから食事は楽しいものという意識が薄れており、子どもが適切な食習慣や心の豊かさを十分に身につけられないまま成長していくことが心配されています。

## ▼「食」を大切にすゝ心の欠如

- 急速な経済発展に伴い、食料も豊富に手に入れることができるようになりました。一方、食べ残しや食品の大量廃棄が発生し、環境への負荷が問題となっています。
- ファーストフードやコンビニエンスストアなどで手軽に食べ物が手に入るようになりましたが、食料の生産や加工等の場面に触れる機会が少なくなり、「食」への感謝や「食」を大切にすゝ心が失われてきているといわれています。

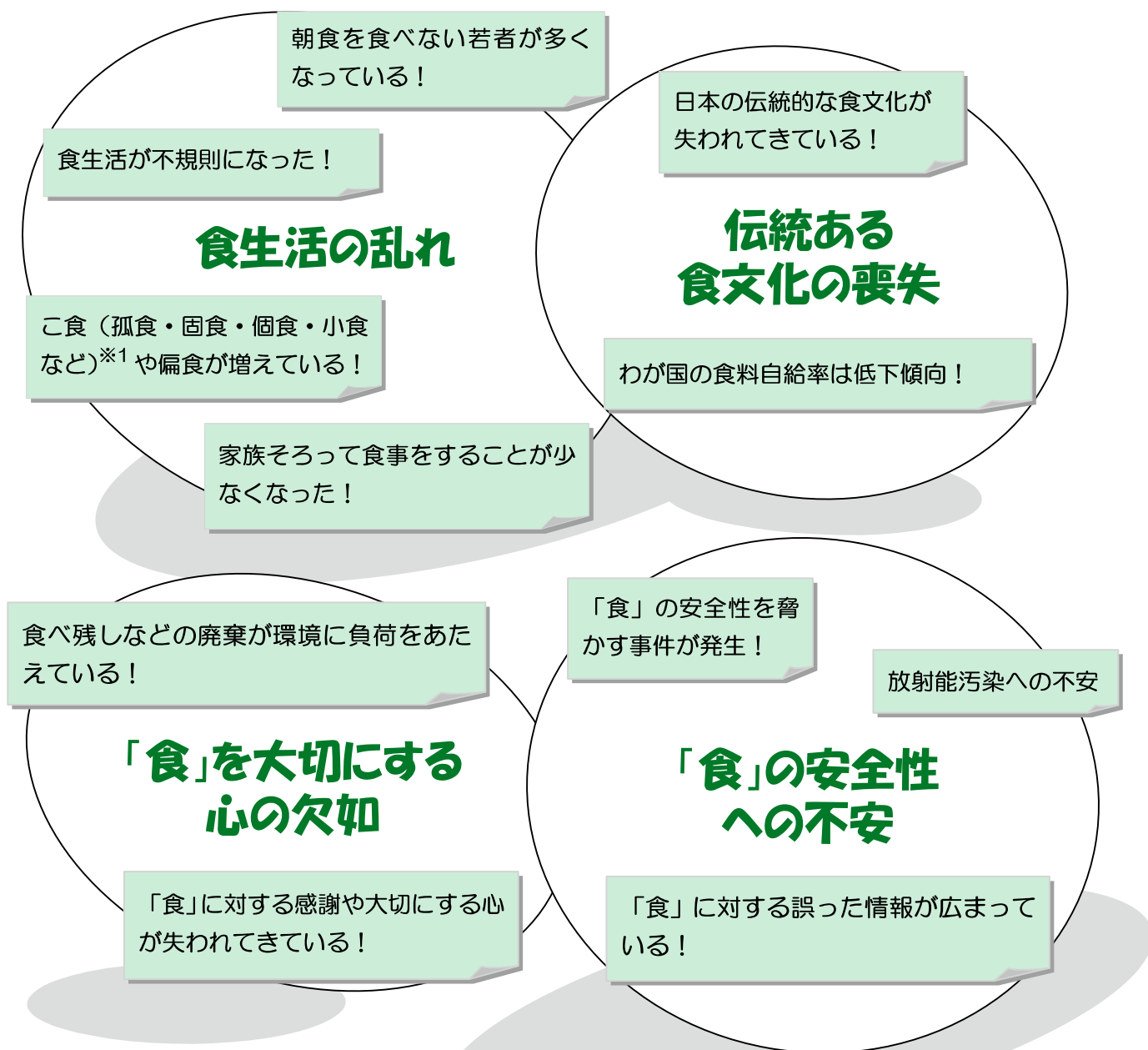
## ▼伝統ある食文化の喪失

- 近年は海外からの食文化も豊富に入り、私たちは多様な食事を楽しめるようになりました。しかし一方では、日本の伝統的な食文化が失われつつあります。
- 社会経済の世界的変化や食の欧米化等、食生活の大きな変化が一つの要因となって日本の食料自給率は低下傾向にあります。

## ▼ 「食」の安全性への不安

- 近年、BSE（牛海綿状脳症）や消費・賞味期限の改ざん、期限後の食品の再利用、産地の偽装など、「食」の安全を揺るがす事件が相次いでいます。
- 「食」に関する情報が氾濫し、正しい情報やリスクを適切に判断し行動することが難しくなっています。
- 放射能汚染による食品への不安が高まっています。

図表 1 わが国の食をめぐる現状



※1 孤食・固食・個食・小食など

一人で食事をする、特に子どものみで食事することを「孤食」、同じものばかりを食べ続けることを「固食」、家族と一緒にあってもそれぞれが別のものを食べる、もしくはそれぞれの部屋で食べることを「個食」、若年層を中心に食べる量が減っていることを「小食」と表現することがあります。



## 2 策定の趣旨

### (1) 国、県の動向

国においては、「食」に関するわが国の現状を踏まえ、国民が生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことができるよう、平成 17 年 7 月に「食育基本法」を施行し、国民的な運動を推進するための「食育推進基本計画」を策定しています。

これを受け、県においても平成 20 年 2 月、県民が一体となって食育に取り組むよう「埼玉県食育推進計画」を策定しました。

### (2) 策定の目的

本市においても、食に関わる様々な課題が生じており、行政にとどまらず、地域全体で「食」の課題の解決に向けて、総合的、計画的に食育の推進を図るよう「久喜市食育推進計画」を策定します。

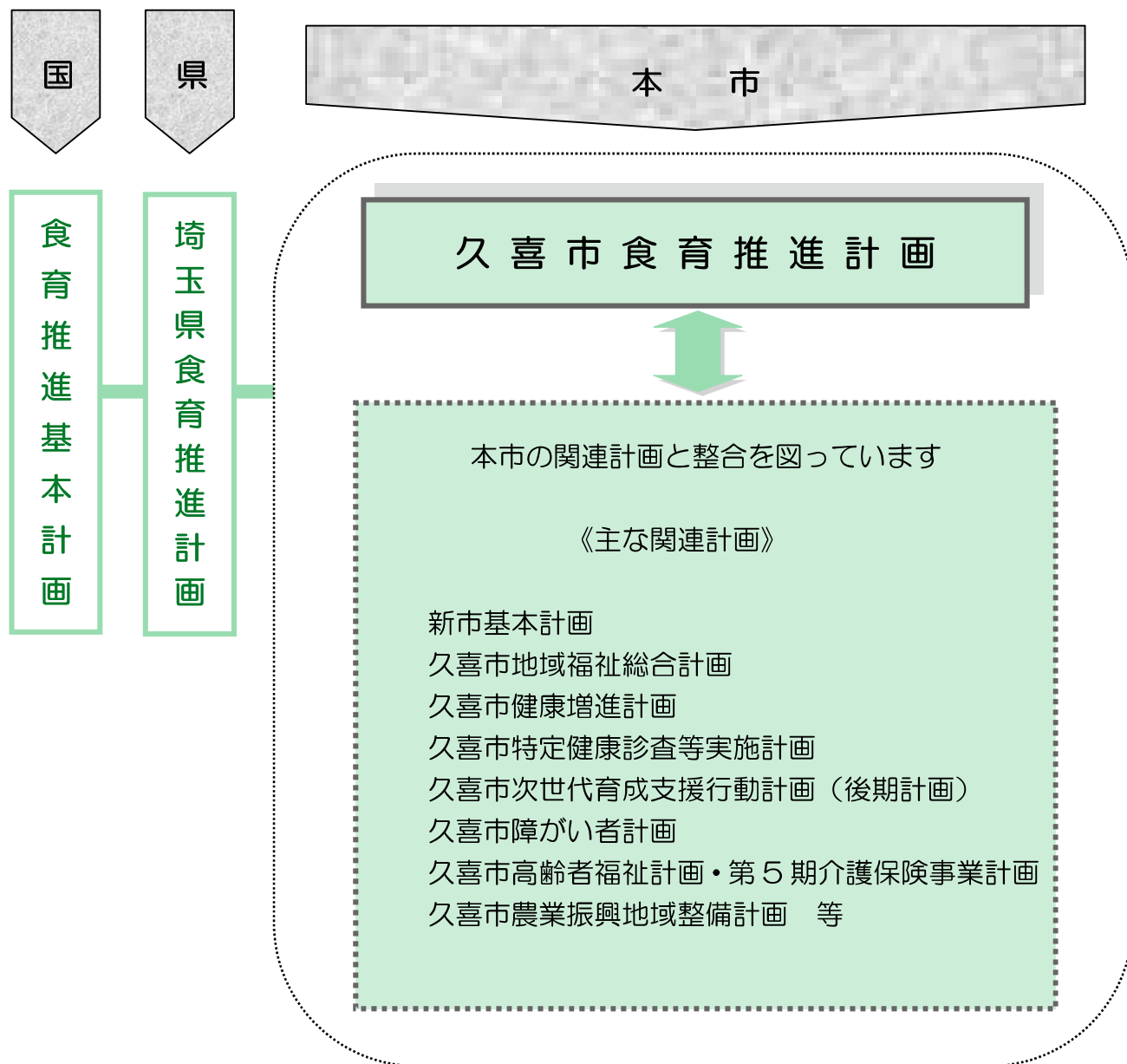
### (3) 計画の位置づけ

- 本計画は、「食育基本法」第 18 条第 1 項に基づく食育推進計画です。
- 本計画は、市民の心身の健康と豊かな人間形成をめざした食育推進の目標とその実現のための方策を定めるものです。
- 本計画は、国の食育推進基本計画及び県の食育推進計画との整合を図っています。
- 本計画は、「新市基本計画」、「久喜市健康増進計画」など市の関連計画との整合を図っています。

## (4) 他の計画との関係

本計画と関連する計画との関係は、以下の通りです。

図表 2



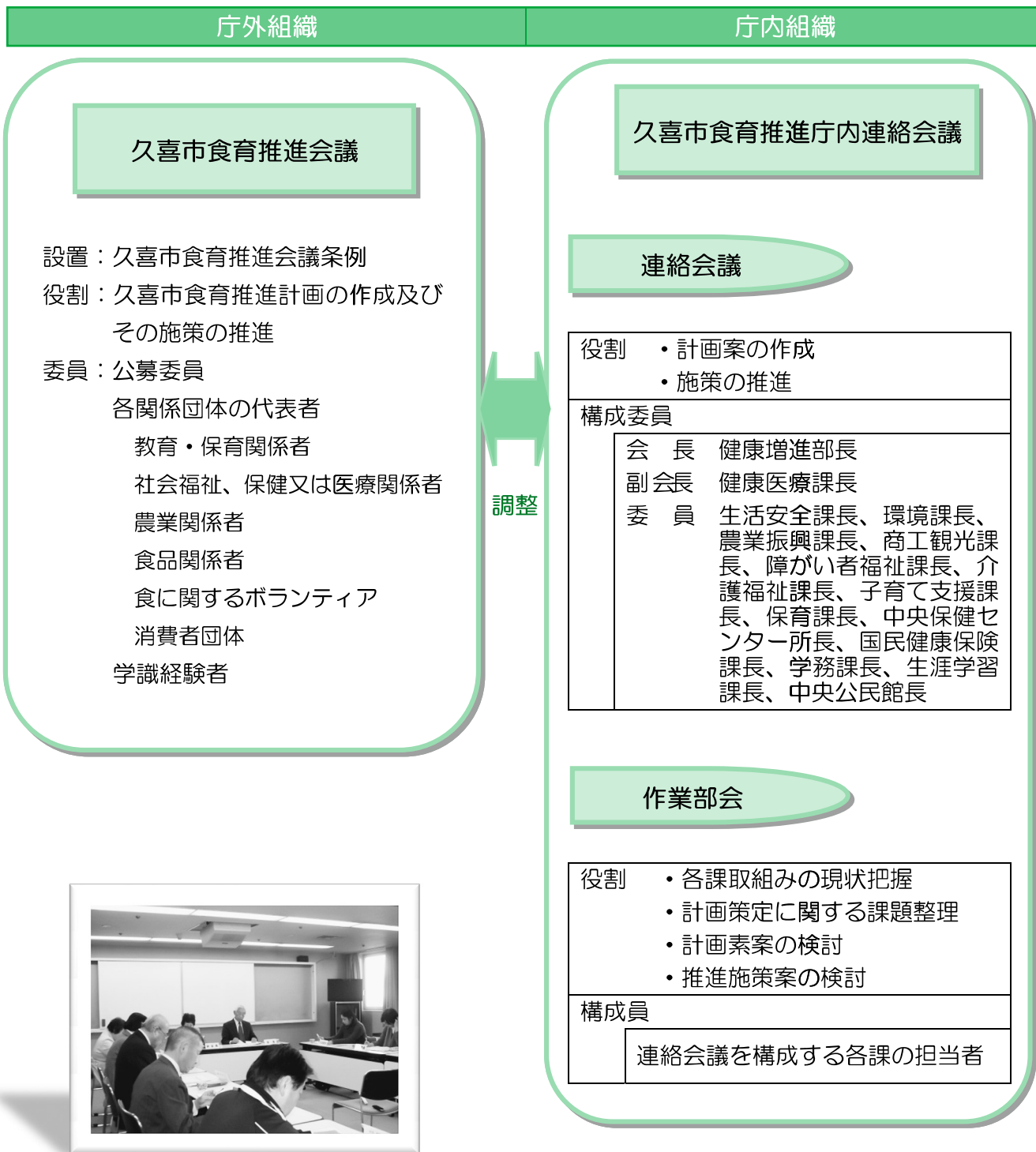
## (5) 計画の期間

平成 24年度から平成 28年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により本計画の見直しが必要な場合は久喜市食育推進会議において検討し、適切に実施します。

## (6) 策定体制

公募委員、各関係団体の代表者等からなる「久喜市食育推進会議」を設置するとともに、庁内に「食育推進庁内連絡会議」を設置しました。

図表3 策定体制



## (7) 策定方法

### ① 市民ニーズの把握

市民の意見やニーズを反映するため、以下のアンケートを実施しました。

図表 4 アンケートの実施概要

	16歳以上市民調査	中学生調査	小学生調査
調査対象者	市民 (16歳以上の男女)	市立中学2年生	市立小学5年生
抽出方法	無作為抽出	全校2学年1クラス	全校5学年1クラス
調査方法	郵送配布・回収	学校配布・回収	学校配布・回収
配布数	2,000人	377人	643人
回収率	53.3%	100.0%	100.0%
調査時期	平成22年12月1日から15日(調査基準日12月1日)		

### ② 市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施

平成24年1月5日から平成24年2月3日まで、市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施し、市民の意見を募集しました。



## Ⅱ 「食」をめぐる本市の現状

この章は、「食」をめぐる本市の現状や課題を示しています。

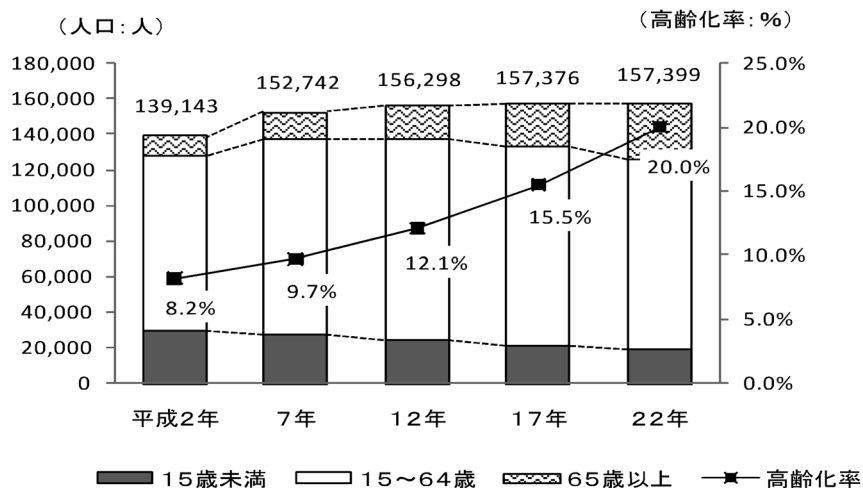
# 1 久喜市の概要

利根川をはじめとする豊かな水辺と屋敷林など緑に恵まれた本市は、農業地帯として栄え、東北縦貫自動車道や鉄道による広域的な交通網の発達により、首都圏のベッドタウンとして発展を遂げています。ここでは、本市の食育推進の課題に迫るため、基本的なデータから状況を見ました。

## ■人口・世帯

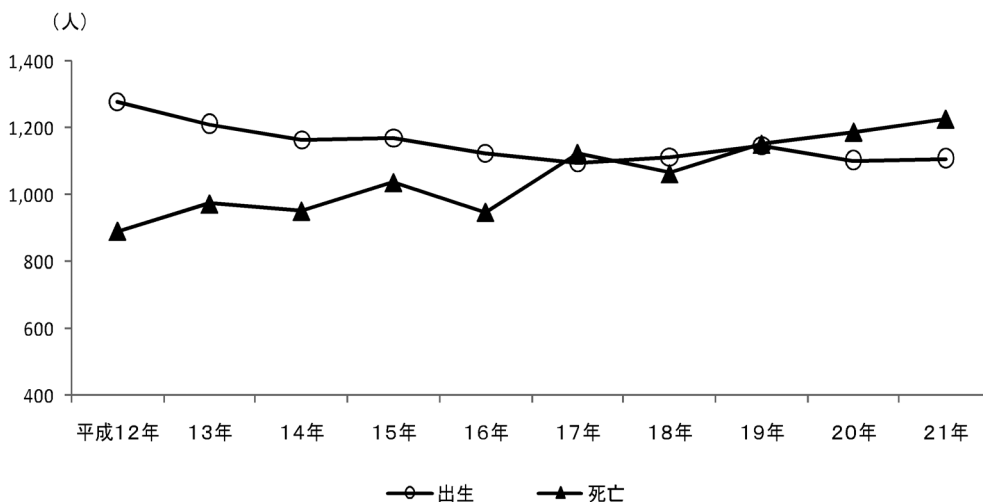
◇出生数は減少し、高齢化率は年々上昇して少子高齢化が進んでいます。

図表 5 年齢3階級別人口と高齢化率の推移



資料：埼玉県健康指標ソフト（基準日1月1日）

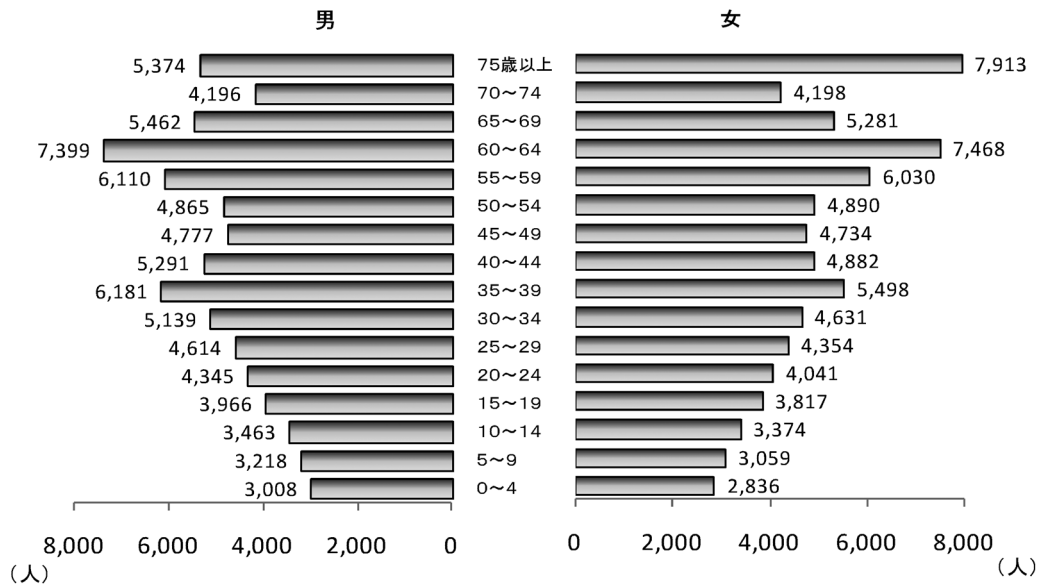
図表 6 出生数と死亡数の推移



資料：人口動態統計

◇30歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の市民の割合が高くなっています。

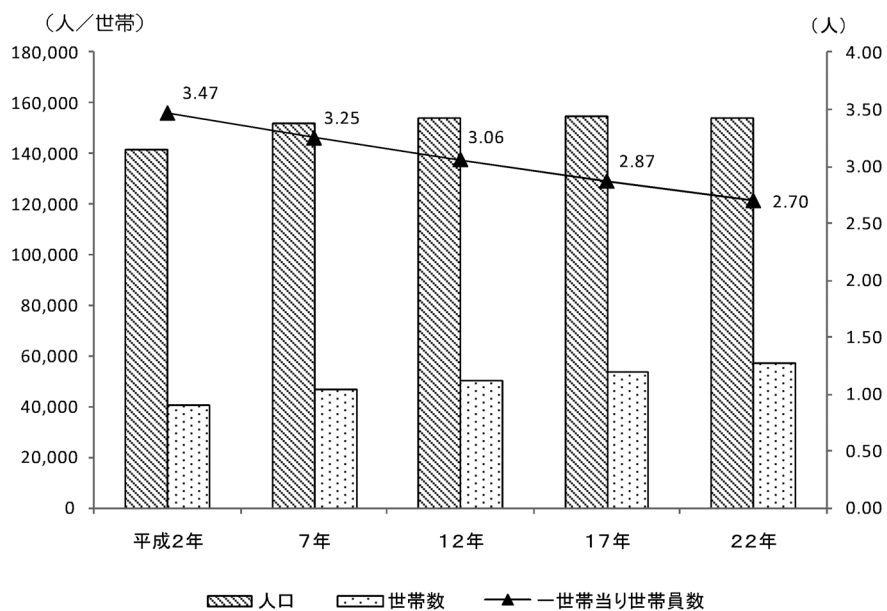
図表 7 本市の人口構造



資料：平成 23 年 4 月 1 日住民基本台帳

◇人口は、ほぼ横ばいで世帯数は微増です。一世帯あたりの世帯員数は減少し、核家族化が進行しています。

図表 8 人口と世帯数及び一世帯当りの世帯員数の推移



資料：各年国勢調査

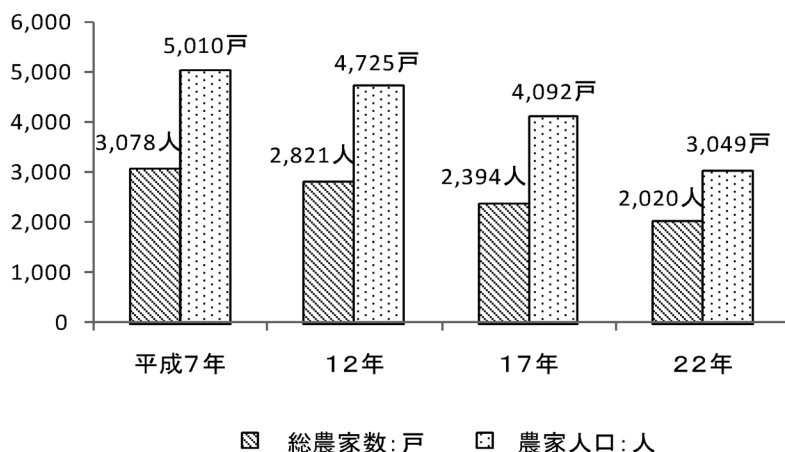


## ■農産業の現状

◇農家数、農家人口ともに減少しています。

◇農産物の収穫量は、県内でいちご・なしが1位、水稻は3位です。

図表 9 総農家数・農家人口の推移



資料：農林業センサス

図表 10 農産物の生産状況

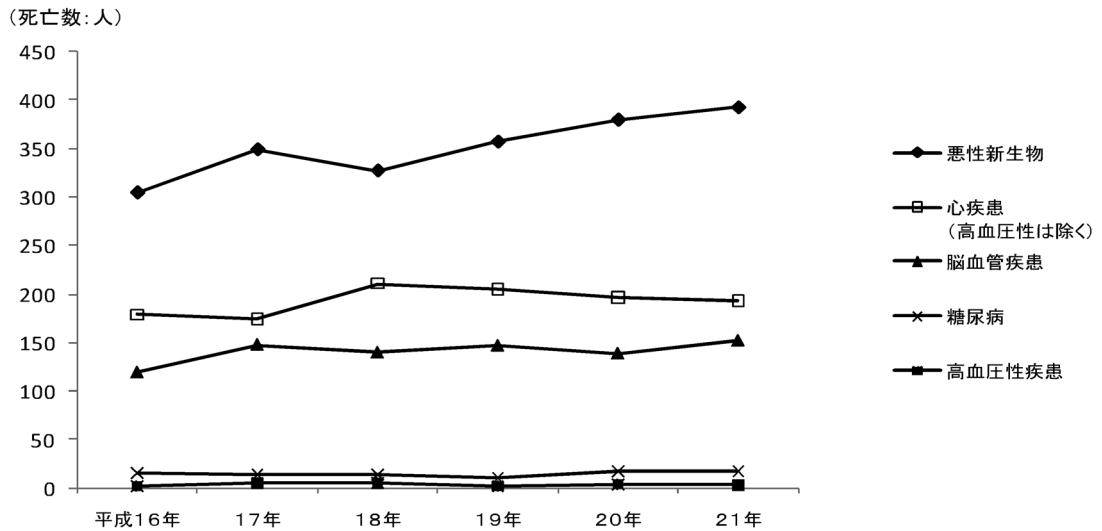
作物名		久喜市	埼玉県	県内占有率(%)	県内順位
水稻	作付面積(ha)	2,212	37,200	5.9	4位
	収穫量(t)	10,960	173,400	6.3	3位
いちご	作付面積(ha)	37	164	22.6	1位
	収穫量(t)	1,178	4,590	25.7	1位
	出荷量(t)	1,125	3,990	28.2	1位
なし	作付面積(ha)	103	570	18.1	1位
	収穫量(t)	2,395	11,900	20.1	1位
	出荷量(t)	2,173	10,800	20.1	1位
きゅうり	作付面積(ha)	26	713	3.6	5位
	収穫量(t)	1,821	52,700	3.5	7位
	出荷量(t)	1,639	47,300	3.5	7位

資料：埼玉農林水産統計年報（平成18年産）

## ■疾病・死亡

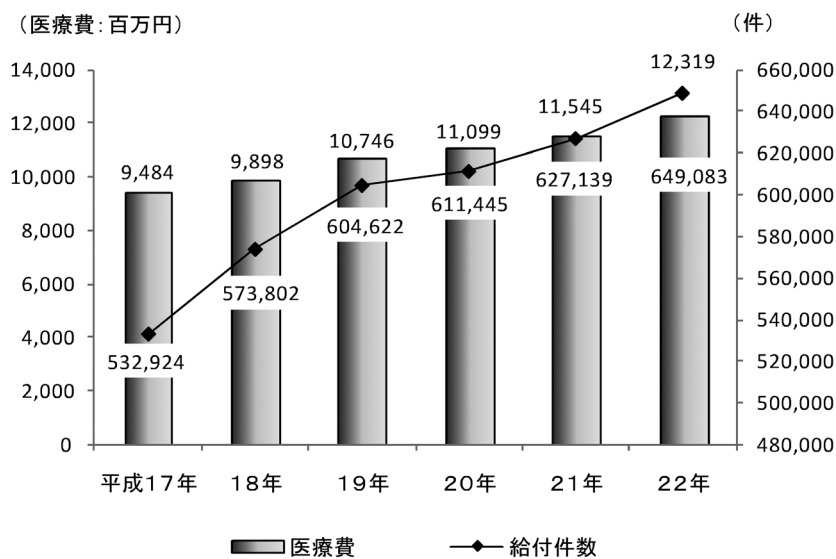
- ◇悪性新生物（がん）の死亡者が最も増加しています。
- ◇国民健康保険の医療費、給付件数ともに増加しています。

図表 11 死因別死亡者数の推移



資料：人口動態統計

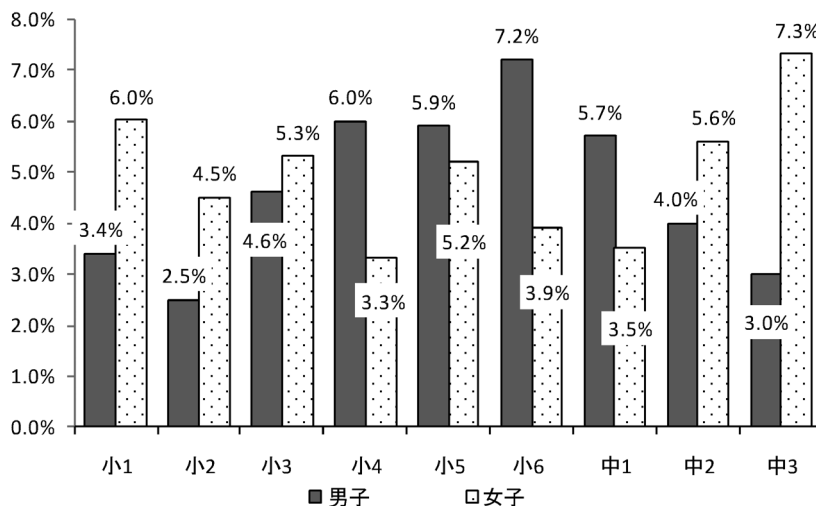
図表 12 医療費（国民健康保険）の推移



資料：国民健康保険事業報告書（「療養の給付等」の件数・費用額）

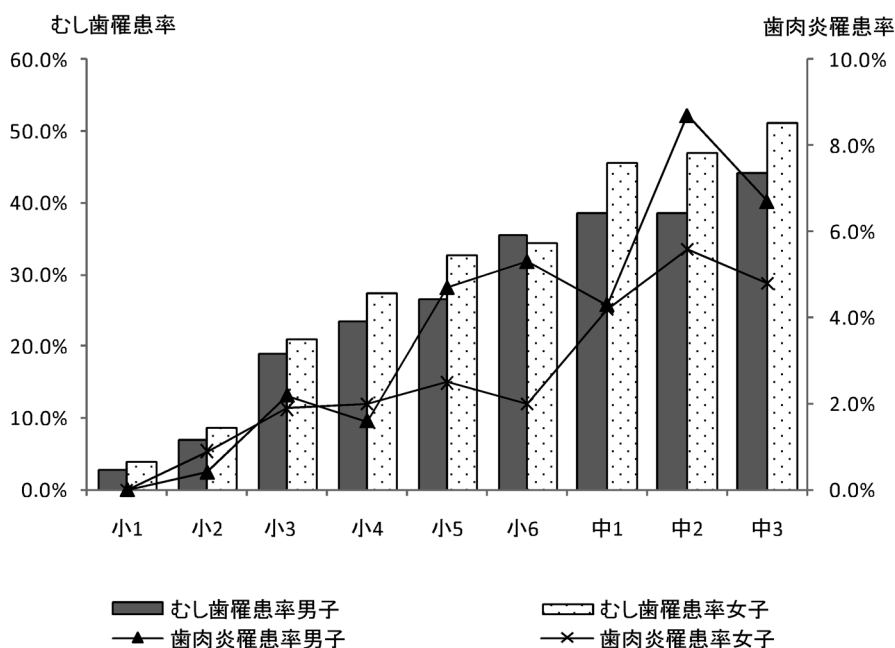
◇肥満の割合は男子は小学6年生、女子は中学3年生が最も高くなっています。  
 ◇むし歯罹患率は、ほとんどの学年で女子が高く、歯肉炎罹患率は小学校高学年から男子が高くなっています。

図表 13 児童・生徒の肥満の割合



資料：平成22年度久喜市学校保健統計調査

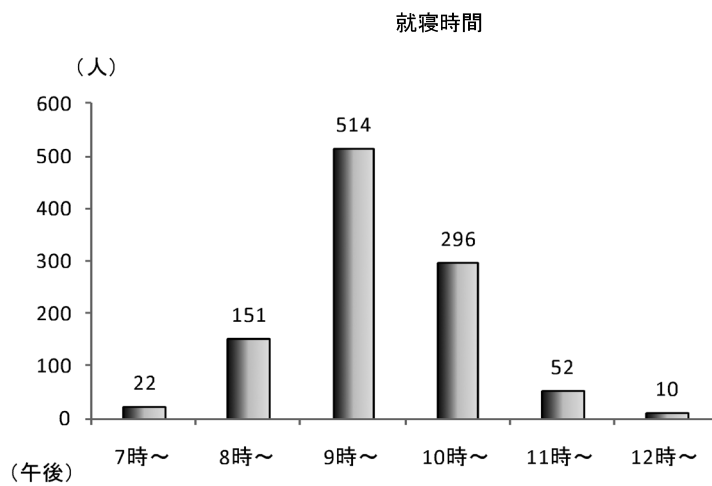
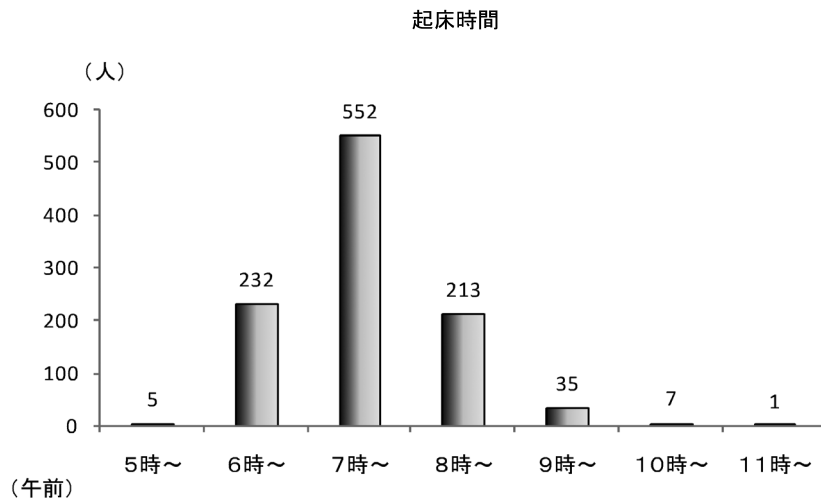
図表 14 児童・生徒の歯の状況



資料：平成22年度久喜市学校保健統計調査

◇ 幼児の起床時間は7時台が多く、就寝時間は午後9時・10時台が多くなっていますが、11時以降の幼児もいます。

図表 15 幼児の起床・就寝時間の状況



資料：平成22年度3歳児健診

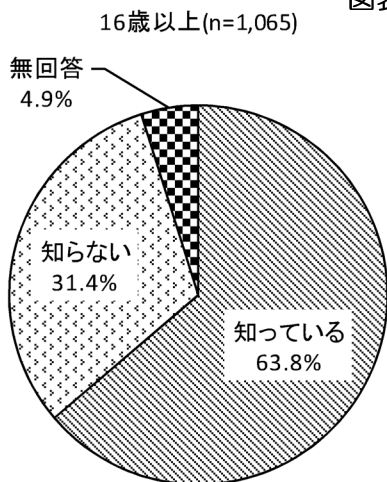
※ 平成22年3月22日以前のデータについては、合併前の旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷺宮町の数値を単純に合計しています。

## 2 アンケートからみた「食」をめぐる本市の現状

◇自分にとっての適切な食事の量や内容を知っている市民（16歳以上）は3人に2人です。

質問：あなたは、自分にとっての適切な食事量や内容を知っていますか。

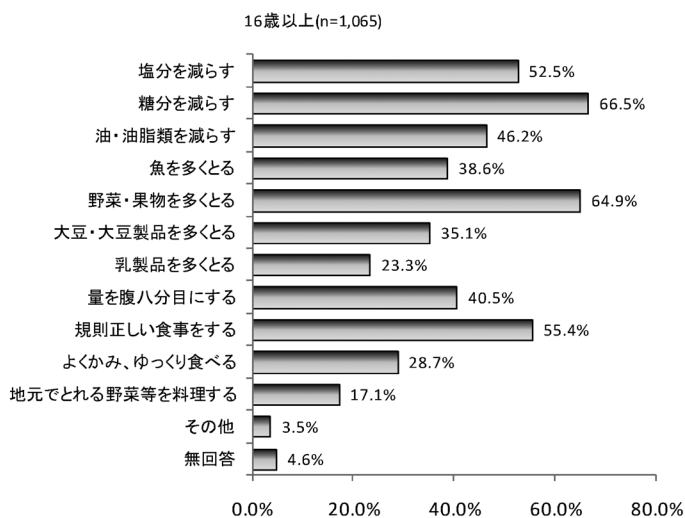
図表 16 適切な食事の量や内容の認知度



◇市民（16歳以上）の半数以上がふだんの食生活で心がけていることは、糖分、塩分を減らすこと野菜・果物を多くとること、規則正しい食事をする事です。

質問：ふだんの食生活で心がけていることはありますか。（複数回答）

図表 17 食生活で心がけていること

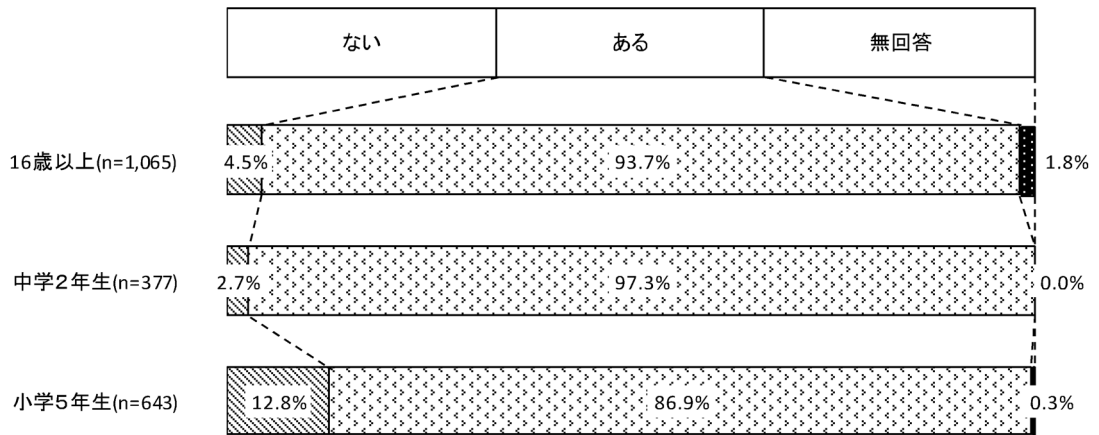


◇メタボリックシンドロームという「言葉を聞いたことがある」のは市民（16歳以上）、中学生は9割を超え、小学生でも8割を超えています。

質問：「メタボリックシンドローム」ということばを聞いたことがありますか。

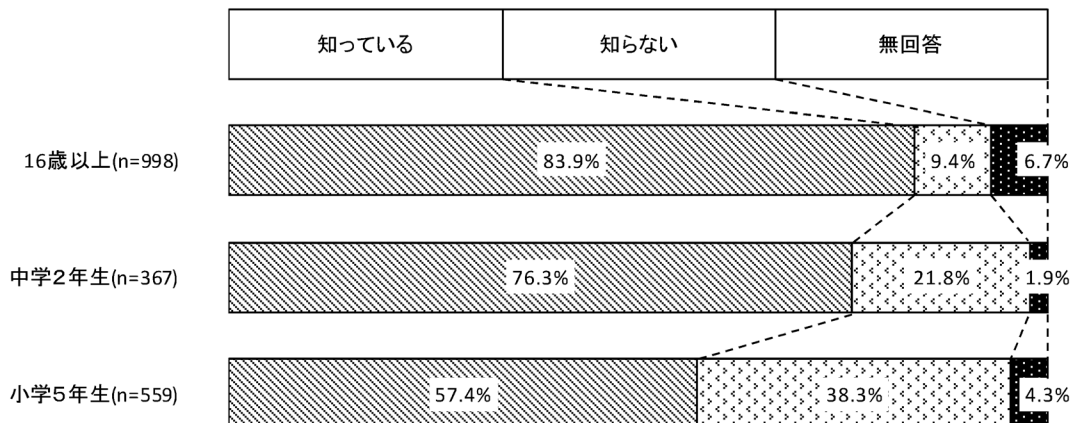
（「メタボリックシンドローム」についてはP36.ひとロメモ2参照）

図表 18 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の周知度



質問：「メタボリックシンドローム」ということばを聞いたことがあると回答した人に対して、内容を知っていますか。

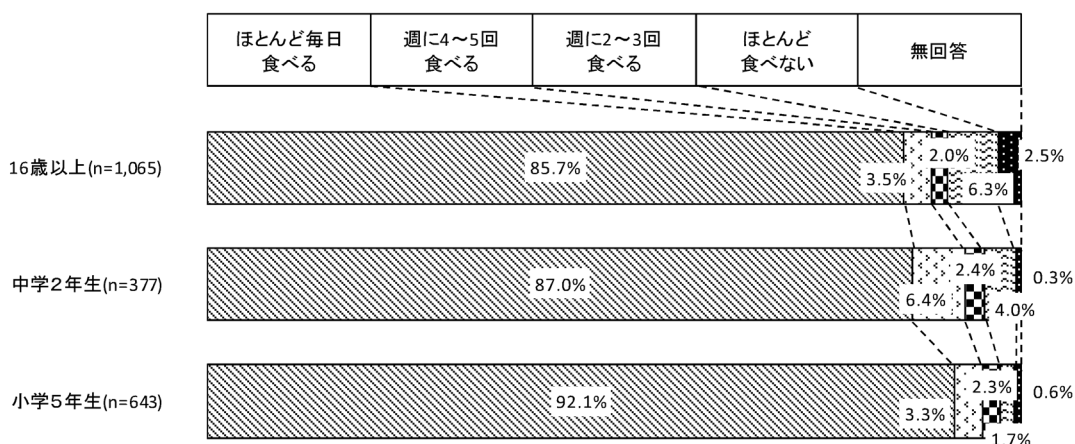
図表 19 「メタボリックシンドローム」という言葉を聞いたことが「ある」と回答した人のうち内容を知っている人の割合



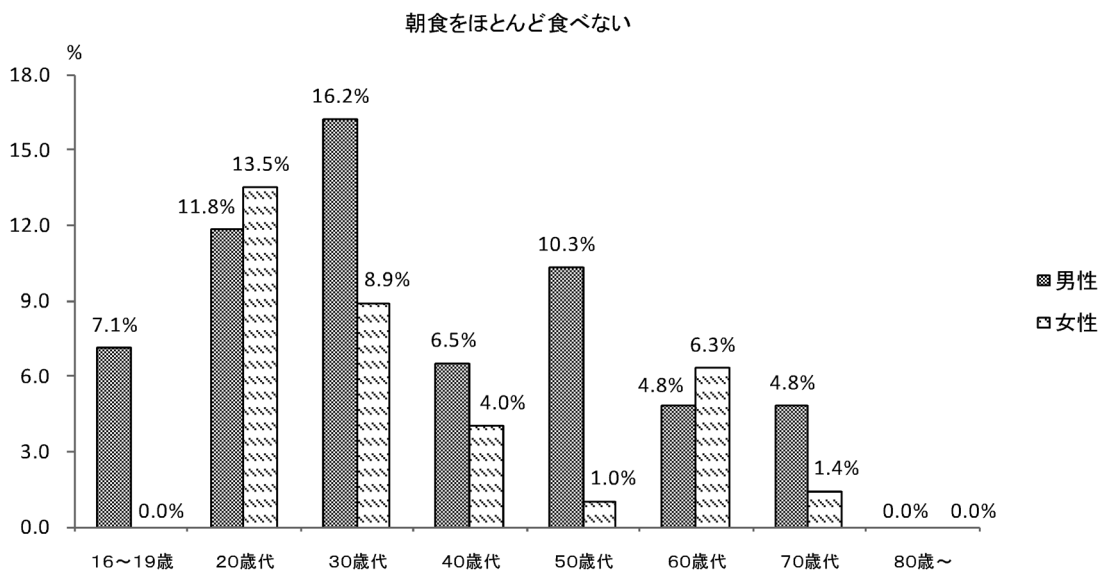
◇朝食を「毎日食べている」のは、小学生で9割、市民（16歳以上）や中学生では9割に届かない状況です。  
 ◇朝食をほとんど食べないのは、20歳代・30歳代の男性、20歳代女性で1割を超えています。

質問：あなたは、朝食を食べていますか。

図表 20 朝食の欠食



図表 21 年代別・男女別の朝食欠食率

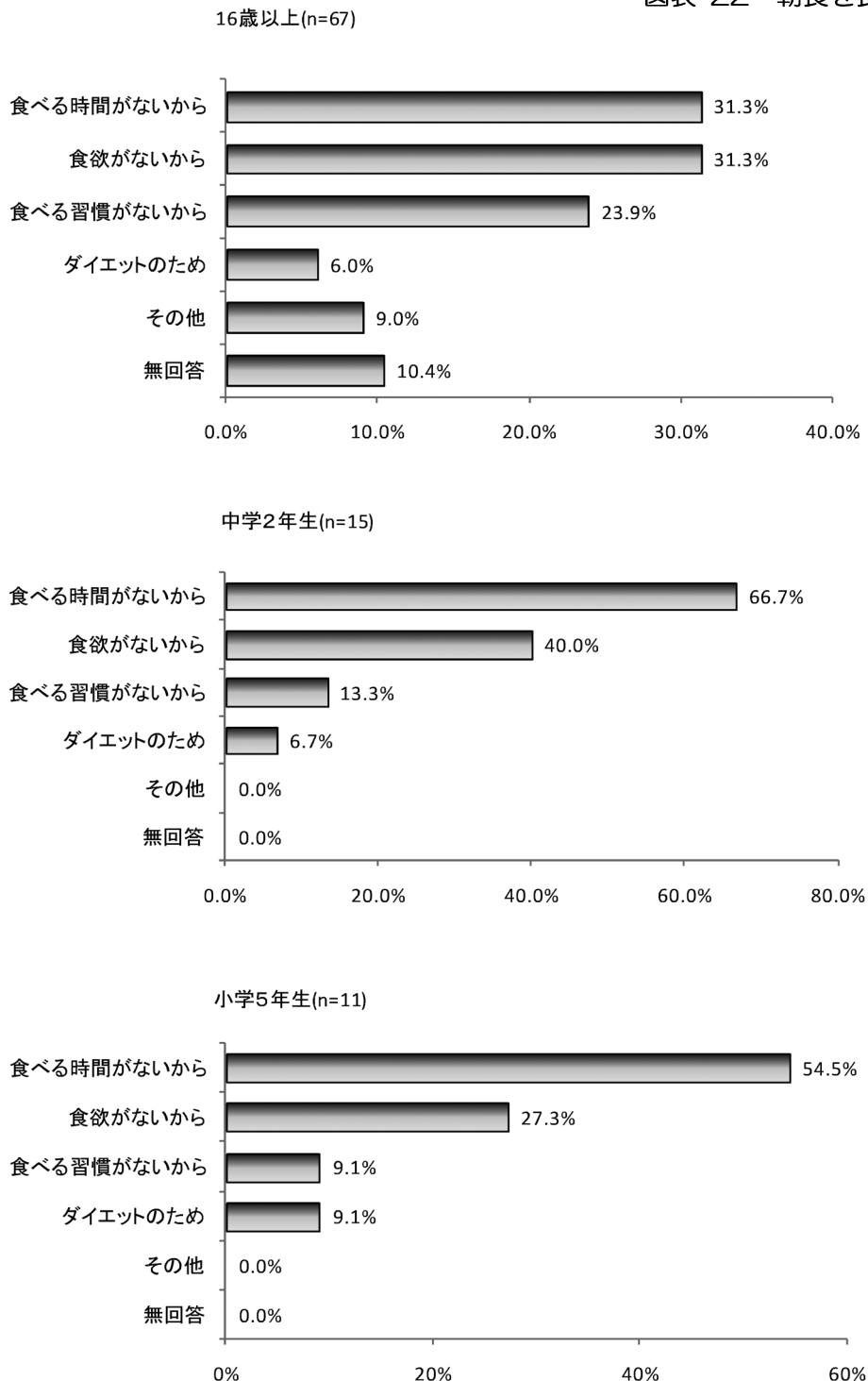


◇朝食を食べない理由は、市民（16歳以上）では「食べる時間がない」「食欲がない」がともに3割を超え、中学生、小学生では「食べる時間がない」が最も多く、5割を超えています。

◇朝食を「食べる習慣がない」のは、市民（16歳以上）では2割を超え、中学生、小学生でも1割ほどいます。

質問：朝食をほとんど食べないと回答した人に対して  
朝食を食べないときの理由は何ですか。（複数回答）

図表 22 朝食を食べない理由

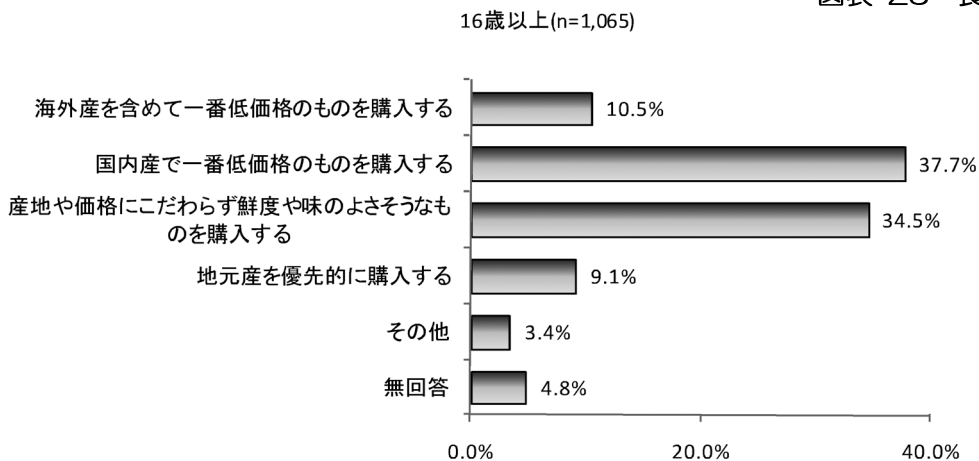




◇地元産食材を優先的に購入するのは1割にも届きません。

質問：あなたは、食材を購入する時に何を優先していますか。（1つを選ぶ）

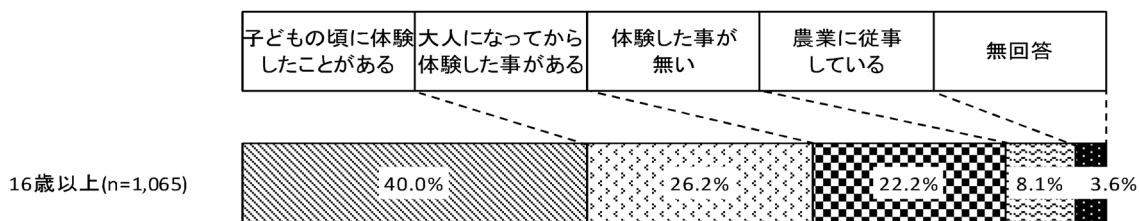
図表 23 食材購入時の優先度



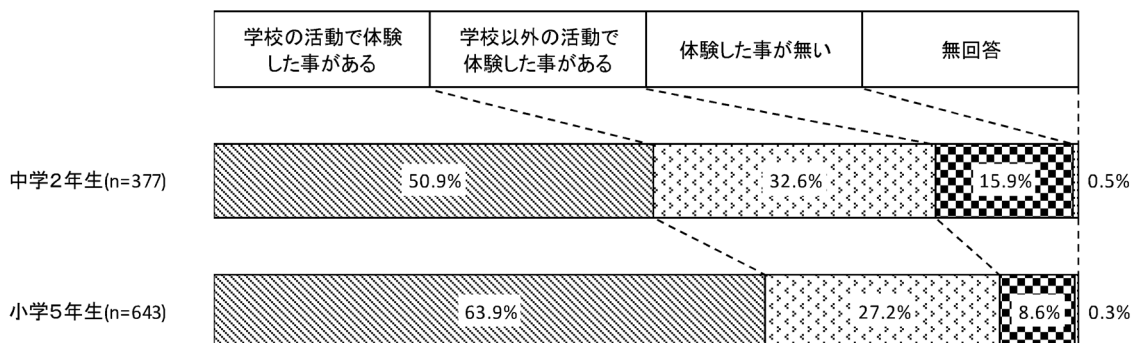
◇農業体験について、市民（16歳以上）の6割強、小・中学生の8割以上が体験しています。

質問：あなたは、農業に関する体験（野菜や米などの栽培・収穫など）をされたことはありますか。

図表 24 農業体験の有無



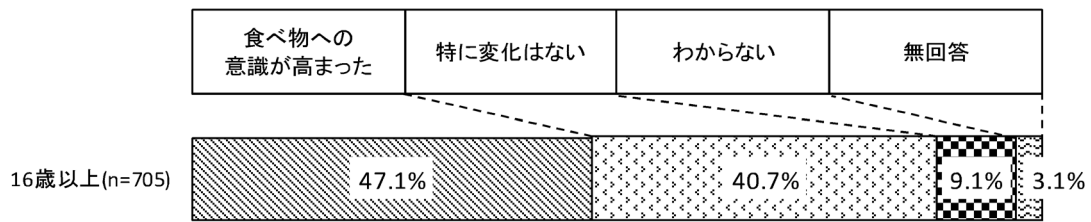
質問：あなたは、田んぼや畑、牧場などで農作業（野菜や米などの栽培・収穫など）などを体験したことはありますか。



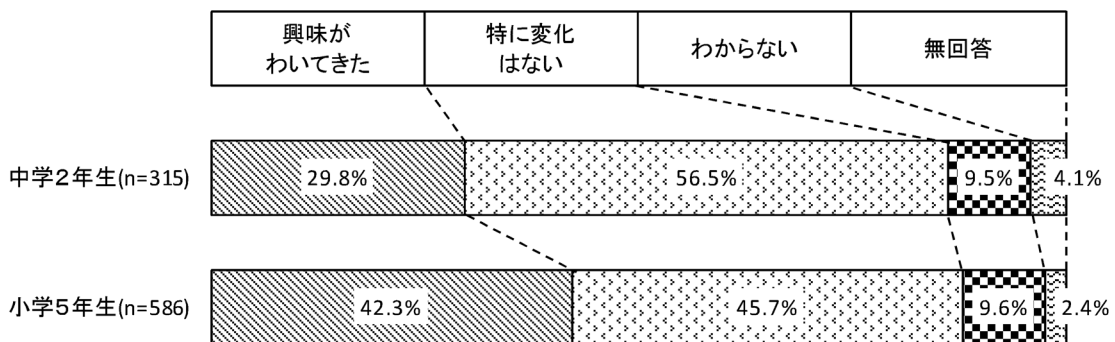
- ◇農業体験後に食べ物への意識が高まった市民（16歳以上）は5割ほどです。
- ◇農業体験後に食べ物への興味がわいた中学生は3割、小学生は4割です。

質問：農業に関する体験のあと、あなたの意識に変化がありましたか。

図表 25 農業体験後の変化



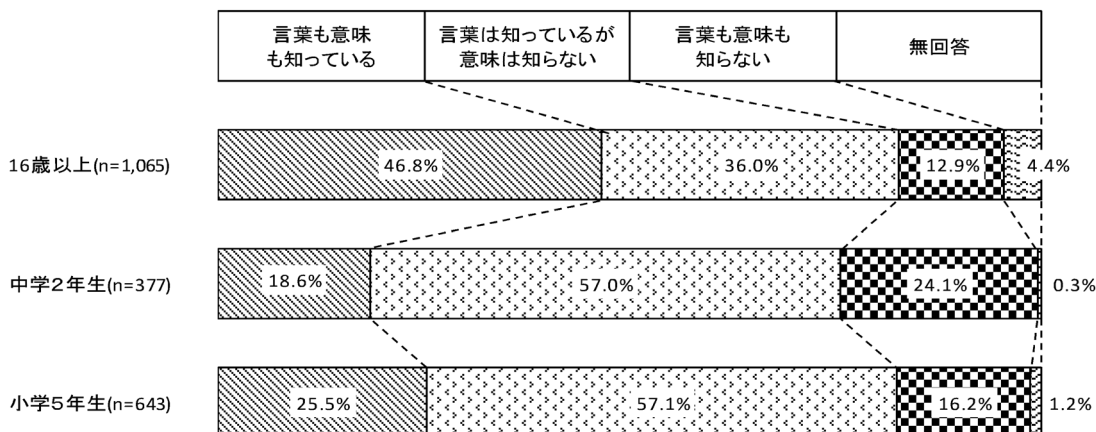
質問：農作業を体験したあと、食べ物への考えに変化がありましたか。



◇食育の「言葉も意味も知っている」市民（16歳以上）は5割程度にとどまります。中学生はさらに低く2割弱、小学生は2割強です。

質問：あなたは、「食育」を知っていますか。

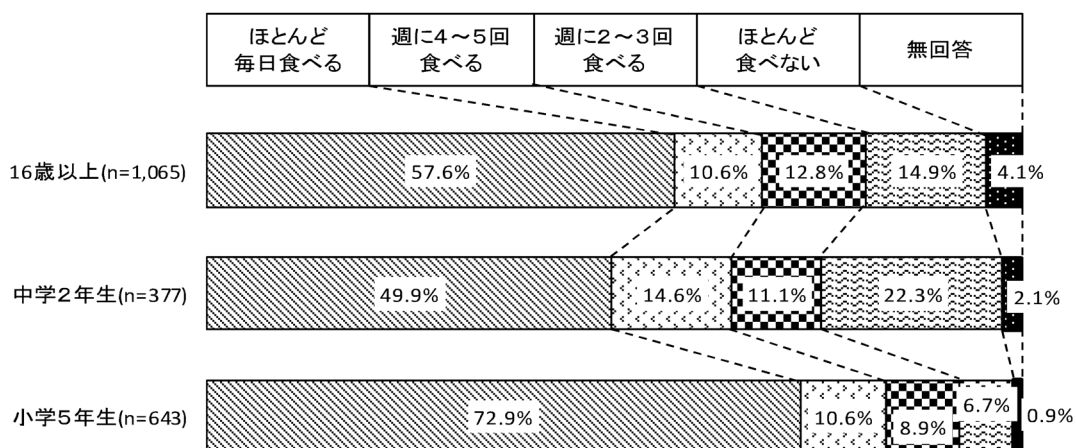
図表 26 食育の周知度



◇ほとんど毎日、きちんとした食事を楽しくゆっくり食べている市民（16歳以上）は6割弱、中学生は5割、小学生では7割ほどです。

質問：あなたは、きちんとした食事（主食やおかずがそろったもの）を2人以上で、楽しくゆっくり（30分以上かけて）食べていますか。

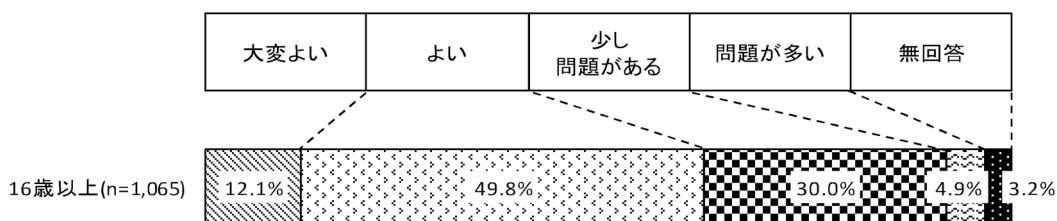
図表 27 食事の状況



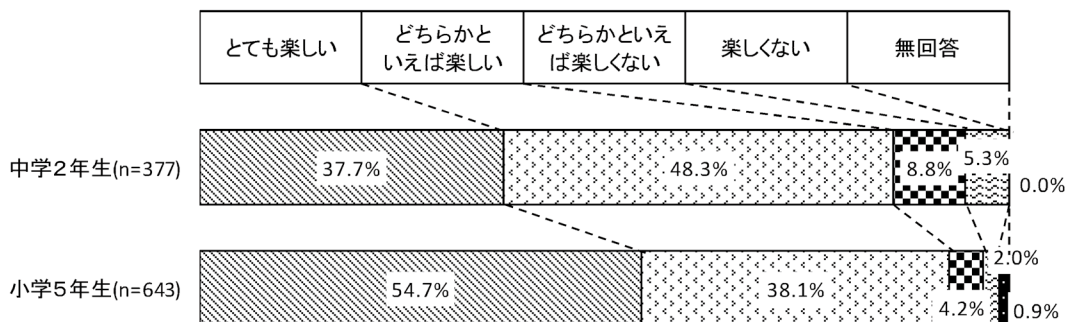
◇現在の食生活を「大変よい」「よい」と感じている市民（16歳以上）は6割ほどです。  
 ◇食事が「とても楽しい」「どちらかといえば楽しい」と感じている小・中学生は9割ほどです。

質問：あなたは、現在の食生活をどのように思いますか。

図表 28 食生活の充実度



質問：食事は楽しいですか。



回答者について (n=回答者数)

16歳以上 : 16歳以上の市民

中学生 : 市立中学2年生

小学生 : 市立小学5年生

調査結果の表記について

調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限りません。

複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の%を算出しているため、合計は100%を超えています。

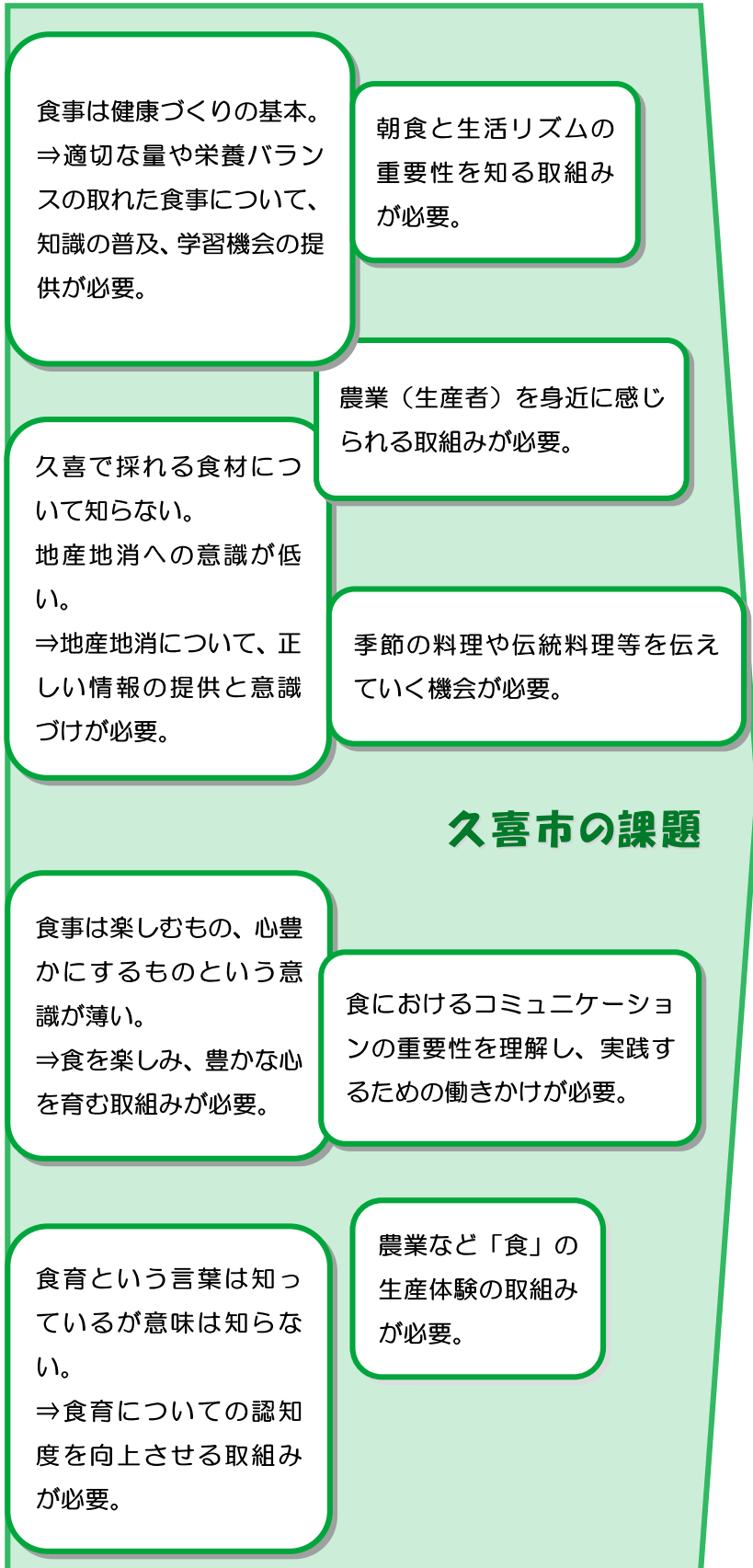


## Ⅲ 計画のめざすところ

この章は、理念や基本目標、これを達成するための市民・家庭、食育に関わる地域の団体、市の役割を示しています。

# 1 本市における食育の課題と理念・基本目標

## 市民が考えた久喜市の課題



## 久喜市の食育の理念

おいしく食べて楽しい食事  
「食」でつなげる 健康で心豊かな人づくり・まちづくり

食育推進会議において、アンケートや本市の特性、日常生活のいろいろな場面で気づいたことを手がかりに食育の課題を洗い出し、これを解決するための理念（考え方）や理念を達成するための体系を次のように設定しました。

## 達成のための体系

健康なからだをつくるために

### 基本目標1 健康なからだをつくる食育

バランスのよい食生活と規則正しい生活リズムを通じて、市民の誰もが健康な生活を営めるよう“健康なからだをつくる食育”を推進します。

- 取組方針1 適量で主食・主菜・副菜のそろった食事をするなど  
バランスのよい食生活をおくる
- 取組方針2 生活リズムをととのえ、食事をおいしく食べる知識を深める

地域を知るために

### 基本目標2 <sup>くき</sup>地域<sup>※2</sup>を知る食育

生産者と消費者の交流を図り、地域の「食」の良さを知り広めるよう“<sup>くき</sup>地域を知る食育”を推進します。

- 取組方針1 地域の食材の良さを知り、味わう
- 取組方針2 「食」を通じて地域を知る

豊かな心を育むために

### 基本目標3 豊かな心を育む食育

「食」の体験を通じて「食」への感謝の気持ちを持ち、家族や仲間と一緒においしく楽しい食事をしながら、「食」について楽しく学ぶ“豊かな心を育む食育”を推進します。

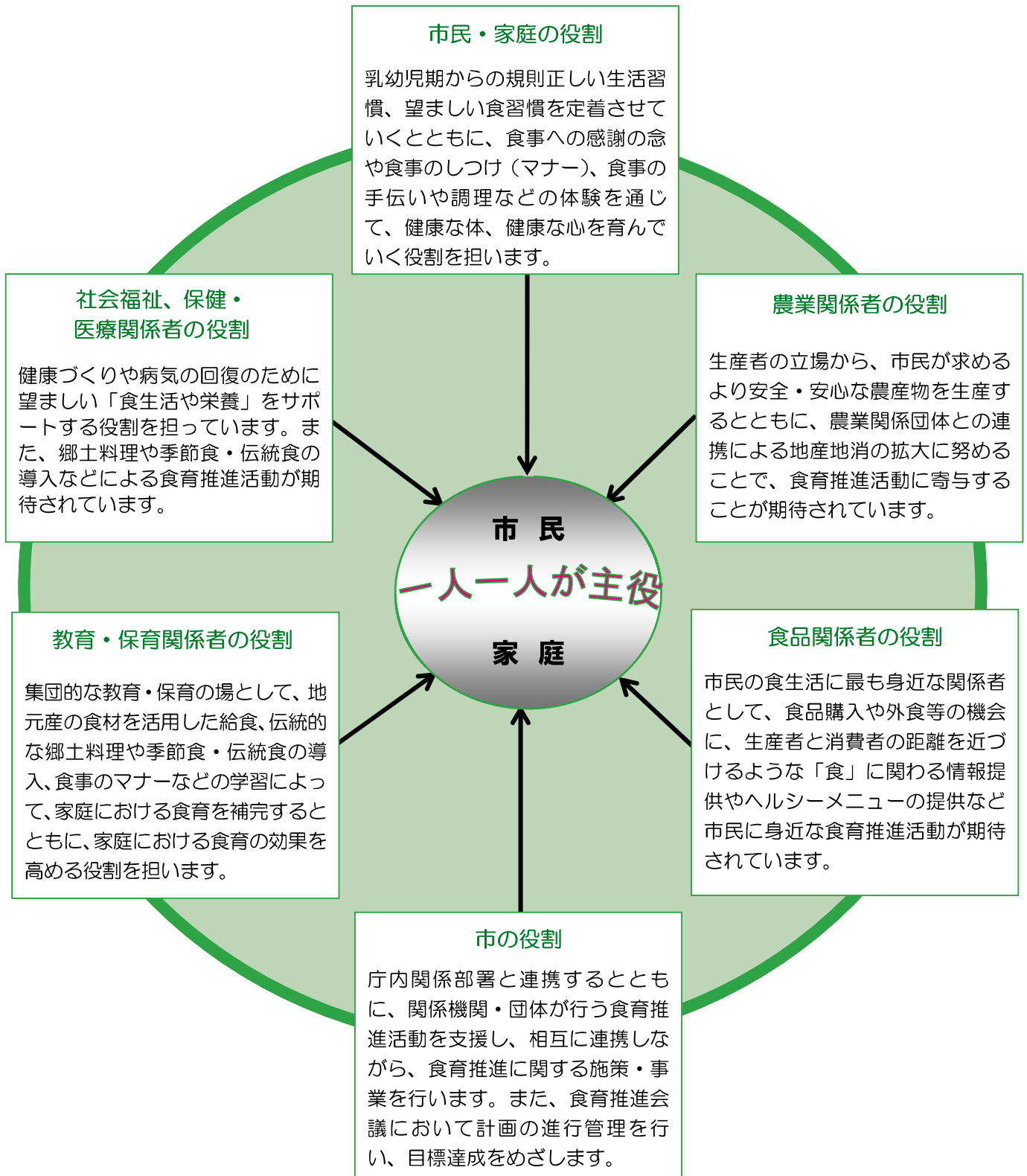
- 取組方針1 「食」にかかわる人や食べ物に感謝し、楽しく学ぶ
- 取組方針2 「食」を通じた“家族・仲間・地域”をつくる

※2 久喜市に限らず様々な地域の食を知ることで久喜市の良さを再認識するという思いを込めて「<sup>くき</sup>地域」としました。



## 2 地域の協働

本計画は、地域を構成する市民（家庭）、学校や幼稚園・保育所、農業関係者、食品関係者、福祉や保健・医療をはじめとする様々な地域団体と市が協働して取り組むことを基本にします。



## Ⅳ 食育推進の取組み

この章は、市や地域が推進することを示しています。また、市民のみなさんに取り組んでほしいことも掲げています。

## 基本目標 1 健康なからだをつくる食育

**バランスのよい食生活と規則正しい生活リズムを通じて、市民の誰もが健康な生活を営めるよう “健康なからだをつくる食育” を推進します。**

### ◇現状・課題◇

- 食生活は健康と深く関わっており、適量で主食・主菜・副菜のそろった食事をする  
こと、よく噛んで食べること、規則正しい生活リズムの中で食事をおいしく、楽し  
く食べることは健康的な食生活の基本です。
- ライフスタイルの多様化や一人暮らしの増加などから、「食」の外部化<sup>※3</sup>が進み、脂  
肪、糖質、塩分の過剰摂取や野菜不足などが見られます。
- 米を中心とした日本型の食生活から、肉や油脂類が豊富な欧米型の食生活へ変化し、  
栄養バランスが崩れてきたといわれています。加えて、忙しい生活や車社会の発達  
などから運動不足になり、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の増加、  
生活習慣病の危険性の増大へとつながっています。
- 「肥満」は、「糖尿病」「高血圧」「高脂血症」などと深い関係があると同時に、「心  
疾患」や「脳血管疾患」などの生活習慣病を引き起し、医療費の増加につながる要  
因となっています。
- 朝食は脳や体を目覚めさせ、一日の活動スイッチを入れる重要なものです。本市に  
おいては朝食をほとんど食べない市民（16歳以上）が6.3%、中学生4.0%、小学  
生1.7%もいます。また、朝食を食べる習慣がない市民（16歳以上）や小・中学生  
もいます。（P18・19 図表 20・22）
- 本市の健康増進計画では、栄養・食生活、身体活動・運動をはじめとする5つの分  
野を取り上げ、「栄養・食生活」においては、「バランスの取れた食生活～おいしく  
楽しく、規則正しく食生活を実践しよう～」を基本目標としています。

※3 「食の外部化」・・・家庭で行われていた調理や食事を家の外に依存（外食、調理食品、惣菜や弁当等の利用）すること。

## ◇取組方針◇

**取組方針 1 適量で主食・主菜・副菜のそろった食事をするなど  
バランスのよい食生活をおくる**

**取組方針 2 生活リズムをととのえ、食事をおいしく食べる知識を  
深める**

**取組方針 1 適量で主食・主菜・副菜のそろった食事をするなど  
バランスのよい食生活をおくる**

### 施 策

#### ◇肥満や生活習慣病等の予防につながる食生活を普及させる

##### <実施項目>

- ・妊産婦の相談に応じるとともに、情報交換の場を提供します。
- ・子どもの発達段階に応じた食生活の学習の場を提供します。
- ・食生活管理に関する知識の普及と情報を提供します。
- ・食事バランスガイドの普及、啓発を図ります。(食事バランスガイドについてはP34.ひとロメモ1参照)
- ・日本型食生活の普及、啓発を図ります。
- ・肥満や過度なダイエットを予防し、健康美に関する知識の普及に努めます。




食育講演会「子どもの食と健康について」



## ■市は次のように進めていきます

事業	対象者	内容	担当課
保育園給食事業 (予定献立表の配布)	園児	正しい食生活の知識について予定献立表や給食だよりを通じて普及、啓発を図ります。	保育課
幼稚園における食育の推進 (食育だよりの発行)	園児 保護者	食育に関する情報の発信や園の取組み等をお知らせします。	学務課 (市立幼稚園)
ママ・パパ教室事業	妊産婦	妊娠中の身体の変化や栄養、運動、歯の健康、育児についての教室を開催します。また、栄養士による妊娠中の食事、栄養についての講話と実習を行います。	中央保健センター
乳幼児相談・教室事業 (離乳食のすすめ方教室)	乳幼児保護者	離乳食の基礎と進め方について、栄養士による講話と調理実習を行います。	中央保健センター
母子訪問指導事業	乳幼児保護者	妊産婦・新生児・乳幼児とその家族に対し、保健師、助産師が訪問し、発育(栄養状態)発達、育児に関する相談を行います。	中央保健センター
乳幼児健康診査事業	乳幼児保護者	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査において、栄養士による食事指導、栄養相談を行います。	中央保健センター
乳幼児相談・教室事業 (乳幼児健康相談)	乳幼児 保護者	就学前の乳幼児を対象に、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	中央保健センター
子育て支援センターにおける食育事業(離乳食指導)	乳幼児保護者	離乳食を進める上で保護者等が自信を持って対応できるよう、講話と月齢に合わせた調理例を提示します。また、保護者等同士のコミュニケーションの場を提供します。	子育て支援課(子育て支援センター)
保育園給食事業	園児	園児の成長に応じた栄養量に基づく給食を提供します。	保育課
保育園給食事業 (離乳食指導)	園児保護者	離乳食を進める上で保護者等が自信を持って対応できるよう、月齢に合わせた調理例を提示し、保護者の相談に応じます。	保育課
保育園における食育の推進 (食と健康についての学習)	園児	食材カード、紙芝居や人形などを使って、食べ物(栄養)と体の関係について指導します。	保育課 (市立保育所)
幼稚園における食育の推進	園児	紙芝居や人形などを使って、食べ物の名前や働き、食べることの大切さについて指導します。	学務課 (市立幼稚園)

事業	対象者	内容	担当課
学校給食事業 (学校給食の実施)	小・中学生	児童生徒に対し学校給食を実施し、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ります。	学務課
学校給食事業 (学校給食の充実)	小・中学生	学校給食における予定献立表や給食だよりの配布を通じて、正しい食生活の知識の普及、啓発を図ります。さらに、季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理などを採り入れた献立を実施し、学校給食の充実を図ります。また、PTA 主催による給食試食会等を通じて正しい食生活についての普及、啓発を行います。 	学務課
学校における食育の推進	小・中学生	食事の役割と栄養について理解を深めるとともに、自分の食生活に関心を持ち、健康によい食習慣について考え、行動する能力が身につくよう指導します。	指導課 (小・中学校)
健康づくり推進事業 (栄養講座)	市民	食事の基本である「栄養バランスの取れた適量の食事」の講話と調理実習を行います。	中央保健センター
健康づくり推進事業	市民	医師、歯科衛生士、栄養士、健康運動指導士等による健康づくりに関する講話と実習を行います。	中央保健センター
成人健康相談事業 (成人健康相談・食生活相談)	市民	保健師等による健康相談、栄養士による食生活に関する相談を行います。	中央保健センター
特定健康診査等事業・ 特定保健指導事業	壮年 中年 高齢者	生活習慣病予防のために、医療保険者（市においては久喜市国民健康保険）によるメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導を実施し、健診や保健指導の必要性について啓発を行います。	健康医療課 中央保健センター 国民健康保険課
食生活改善事業 (ヘルスマイトの養成)	青年 壮年 中年 高齢者	食生活の改善を通じて、地域の健康づくりを推進しているヘルスマイト（食生活改善推進員）の養成を行います。	中央保健センター
高齢者一次予防事業 (高齢者のためのいきいきクッキング)	高齢者	健康維持と介護予防のための食生活について、講話と調理実習を行います。	介護福祉課

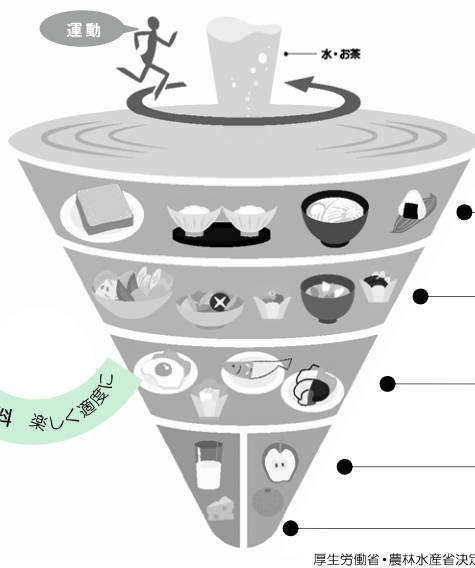
事業	対象者	内容	担当課
配食サービス事業	高齢者 障がい者	対象となる市民に栄養バランスの取れた昼食（弁当）を提供します。	介護福祉課
いきいきデイサービス事業	高齢者	いきいきデイサービスの利用者に対して、栄養バランスの取れた昼食を提供します。	介護福祉課
高齢者二次予防事業（栄養改善事業）	高齢者	低栄養状態のおそれのある対象者に対して管理栄養士等が定期的に自宅に訪問し、栄養状態を改善するための指導や相談を行います。	介護福祉課

青年：15～24 歳頃      壮年：25～44 歳頃  
 中年：45～64 歳頃      高齢者：65 歳以上  
 厚生労働省資料より

## ひとロメモ 1

### 食事バランスガイド

「食事バランスガイド」は、健康で豊かな食生活の実現を目的に、文部省・厚生省（当時）、農林水産省が平成 12 年 3 月に策定した「食生活指針」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成 17 年 6 月に厚生労働省と農林水産省が作成したものです。



## 食事 バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1 日分	料理例
<b>5～7 主食</b> (ごはん、パン、麺) つ (SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1 つ分=ごはん小盛り1杯=おにぎり1個=食パン1枚=0-11"パン2個 1.5 つ分=ごはん中盛り1杯 2 つ分=うどん1杯=もりそば1杯=21"うどん
<b>5～6 副菜</b> つ (SV) 野菜料理 5 皿程度 (野菜、きのこ、いも、海藻料理)	1 つ分=野菜サラダ=きゅうりとかめの 具たくさん ほうれんそうの 酢の物 = みそ汁 = おひたし =ひじきの煮物=煮豆=きのことソーテー 2 つ分=野菜の煮物=野菜いため=芋の煮っころかし
<b>3～5 主菜</b> つ (SV) 肉・魚・卵・大豆料理から 3 皿程度	1 つ分=冷奴=納豆=目玉焼き1皿 2 つ分=焼き魚=魚の天ぷら=まぐろとイカの刺身 3 つ分=ハンバーグステーキ=豚肉のしょうが焼き=鶏肉のから揚げ
<b>2 牛乳・乳製品</b> つ (SV) 牛乳だったら 1 本程度	1 つ分=牛乳コップ半分=チーズ1かけ=ヨーグルト1杯=ヨーグルト1パック 2 つ分=牛乳箱1本分
<b>2 果物</b> つ (SV) みかんだったら 2 個程度	1 つ分=みかん1個=りんご半分=かき1個=梨半分=ぶどう半房=桃1個

※ sv とはサービング（食事の提供量の単位）の略

## ■地域ではこのようなことに取り組みます

活動	対象者	内容	団体
健康管理への支援	乳幼児 保護者	乳幼児健診等において、発育状態に応じた栄養指導を行います。	医師会
食育講習	保護者 未就園児保 護者	栄養バランスを考えた弁当づくりの講習を行います。	私立幼稚園・保育園
食育指導教室	園児	写真や模型などを使って食材の名前、料理等を指導します。	私立幼稚園・保育園
健康管理への支援	小・中学生 保護者	市内小・中学校の学校医として、健康診査、学校保健会を通じて食事・生活指導を行います。	医師会
学校給食の提供	小・中学生 (一部地域)	学校給食摂取基準に基づいた栄養バランスのよい、安全・安心な給食を提供します。	食品関係者
家庭への知識の普及	小・中学生 (一部地域)	給食試食会において、食に関する講話と、給食の人気メニューのレシピを配布し家庭との連携を図ります。	食品関係者
食の知識の普及	小・中学生 (一部地域)	総合的な学習の時間や特別活動の時間において、紙芝居等の媒体を使った食の講話を行います。	食品関係者
栄養バランスに配慮したメニューの提供	市民	健康や栄養バランスに配慮したメニューを提供します。 	食品関係者
食に関する情報提供	市民	店舗にて、栄養バランスを考えたメニューの情報提供を行います。	食品関係者
食に関する情報提供	市民	調理師会との協力により生活習慣病予防等の栄養情報を提供します。	食品関係者
栄養バランスに配慮したメニューの提供	市民	子どもや高齢者など利用者の状況に応じ、栄養バランスを考慮したメニューを提供します。	食品関係者
栄養バランスに配慮したメニューの提供	入所者 利用者	心身の状況や嗜好を考慮し、栄養バランスの取れた食事を提供します。	介護、障がい者関係 事業所



活動	対象者	内容	団体
健康管理への支援	市民	特定健康診査事業等に携わることにより、メタボリックシンドロームの早期発見に努め、食事・生活指導を行います。	医師会
健康管理への支援	市民	市民まつりにおいて、健康相談を実施します。	医師会
健康管理への支援	市民	市民まつりにおいて、市民の健康管理についてのアドバイスをを行います。	薬剤師会
健康管理のための食生活の知識と技術の普及	市民	講習会等を通じて栄養バランスの取れた食事について知識や調理技術の普及を図ります。	食生活改善推進員協会※4
食の知識の普及	利用者 家族	高齢者の食について、嚥下障がい※5等状況に応じた食事づくりについての講習を行います。	介護、障がい者関係事業所
自立した食生活と健康管理のための知識と技術の普及	高齢者	高齢者を対象に、栄養士による食材や栄養に関する情報提供と調理実習を行います。	介護、障がい者関係事業所

※4 食生活改善推進員協会

生涯における健康づくり活動を、食を通じて地域において推進しているボランティア団体

※5 嚥下障がい

飲食物を胃に送り込む機能が低下すること

## ひとロメモ2



### メタボリックシンドローム

おなかの内臓の周りに脂肪がたまることによって起こります。その状態を放置すると動脈硬化を引き起こし、命にかかわる病気を招きます。

診断基準は

内臓脂肪蓄積

おへそまわり 男性 85cm 以上  
女性 90cm 以上

＋ 以下のうち2項目以上

血清脂質異常

中性脂肪値  
150mg/dl 以上  
HDL コレステロール値  
40mg/dl 未満  
のいずれか、又は両方

血圧高値

最高（収縮期）血圧  
130mmHg 以上  
最低（拡張期）血圧  
85mmHg 以上  
のいずれか又は両方

高血糖

空腹時血糖値  
110mg/dl 以上

## 取組方針 2 生活リズムをととのえ、食事をおいしく食べる知識を深める

### 施 策

#### ◇生活リズムをととのえ、規則正しい食習慣を普及させる

#### ◇食事を健康的においしく食べる知識を深める

##### <実施項目>


- ・正しい食習慣についての学習の場を提供します。
- ・あらゆる機会をとらえ、望ましい食生活のリズムの普及に努めます。
- ・「噛ミング 30（カミングサンマル）」運動を推進します。
- ・基本的生活習慣の定着に努めます。
- ・「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。



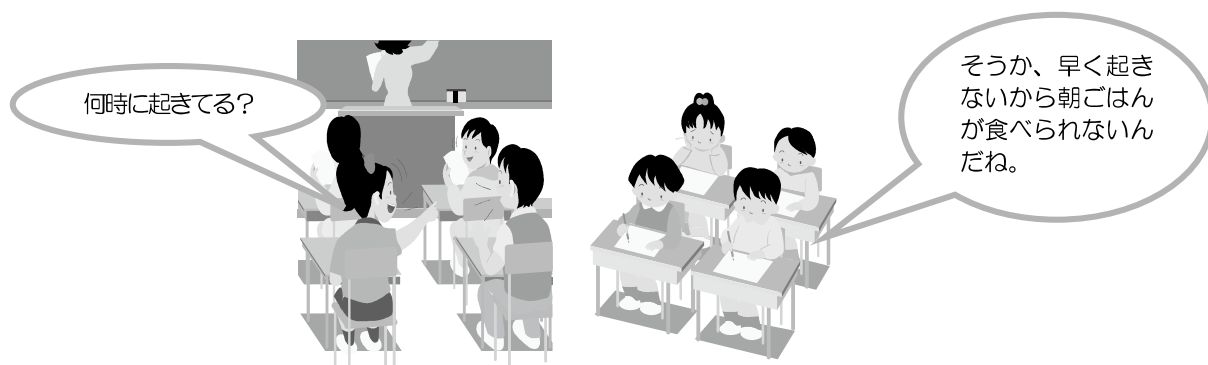
平成 18 年から「早寝早起き朝ごはん」国民運動が推進されています。

シンボルマーク 資料：「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

### ■市は次のように進めていきます

事業	対象者	内容	担当課
乳幼児相談・教室事業 (むし歯予防教室)	幼児 保護者	むし歯予防に関する正しい知識の普及を目的として、2歳児とその保護者を対象に、歯科医師による歯科健診と個別指導、歯科衛生士によるブラッシング指導、栄養士による栄養指導を実施します。	中央保健センター
保育園給食事業 (アレルギー対応食の提供)	園児	保育園給食において、アレルギーをもつ園児へのアレルギー対応食を提供します。	保育課
保育園における食育の推進 (食と健康についての学習)	園児	朝ごはんを食べること、食事の前の手洗いや早寝早起き習慣などについて指導します。 	保育課 (市立保育所)

事業	対象者	内容	担当課
食育事業 (アレルギー合同研修会)	乳幼児 保護者 会員	アレルギー児をもつ保護者及び久喜市ファミリー・サポート・センター協力を対象としたアレルギー講習会を開催します。	子育て支援課 保育課
学校給食事業 (食に関する指導)	小・中学生	規則正しい生活リズムの定着や食事マナーの習得、望ましい食習慣の形成を図るため、各学校における教育活動や学校給食の実施を通じて食生活の重要性を理解できるよう支援します。	学務課
健康づくり推進事業 (成人歯科健康教室)	青年 壮年 中年 高齢者	歯科医師・歯科衛生士による講話、歯科健診、口腔衛生指導を行います。	中央保健センター
食生活改善事業 (ヘルスマイトの養成) 【再掲】	青年 壮年 中年 高齢者	食生活の改善を通じて、地域の健康づくりを推進しているヘルスマイト(食生活改善推進員)の養成を行います。	中央保健センター
高齢者二次予防事業 (口腔機能の向上事業)	高齢者	介護が必要になるおそれのある高齢者を対象に、噛む、飲み込むなどの機能を高める口腔の体操や正しい口の手入れ方法などを指導し、生活機能の低下を防ぐための支援を行います。	介護福祉課



### ひとロメモ3

なぜ朝食が大切な  
の？

糖質は、脳の唯一のエネルギーです。朝食を食べると、活動に必要なエネルギーが体にいきわたり、体も脳もしっかりと働ける状態になります。また、朝食を食べないと、糖を分解するホルモンが出にくくなり、それが長く続くと肥満や生活習慣病などにつながる恐れがあります。

朝食を食べて、元気に一日をはじめましょう。



■地域ではこのようなことに取り組みます

活 動	対象者	内 容	団 体
健康管理への支援	乳幼児 保護者	むし歯予防教室や乳幼児健診事業において、 歯の健康について指導します。	歯科医師会
給食試食会の開催	保護者 未就園児 保護者	給食の試食、栄養・食育についての講話を行 います。 	私立幼稚園・保育園
健康管理への支援	小・中学生	市内小・中学校の学校医として、歯の健康、 歯と食事についての指導をします。	歯科医師会
給食試食会の開催	PTA 会員	給食の試食、栄養・食育についての講話を行 います。	小・中学校 P T A
地元産食材の使用	利用者	地産地消をモットーに、栄養、食の安全・安 心を意識した料理を提供します。	介護、障がい者関係 事業所
食に関する情報提供	利用者	食事メニューやカロリー等栄養に関する情報 提供を行います。	介護、障がい者関係 事業所
栄養バランス食の指導	利用者	栄養バランスを考えた食事づくりを指導しま す。	介護、障がい者関係 事業所
「噛ミング30（カミン グサンマル）」運動の 普及	市民	ひと口 30 回以上噛むことを目標にした「噛 ミング30」運動を提唱し、噛むことを通じ て食育を推進します。 	歯科医師会



手作りおやつを試食

## □市民のみなさん、やってみましょう



子どもは

- 毎日、早寝早起きをし朝食をおいしく食べましょう
- 好き嫌いなく、いろいろなものを食べましょう
- ひと口 30 回、よく噛んで食べましょう
- おやつや夜食は食べ過ぎないようにしましょう



大人は

- みんなで朝食を食べましょう  
(つくりましょう)
- 「何を」「どれだけ食べたらよいか」ひと目でわかる食事バランスガイドを活用しましょう
- 噛む力が身につくような食事を用意しましょう
- ひと口 30 回、よく噛んで味わって食べましょう
- 自分の適正体重を知り、維持しましょう
- 地域で開催される健康に関する学習会に参加しましょう
- 自分の健康状態を知り、栄養バランスのよい食事をしましょう

## 基本目標2 <sup>くき</sup>地域を知る食育

生産者と消費者の交流を図り、地域の「食」の良さを知り  
広めるよう “<sup>くき</sup>地域を知る食育” を推進します。

### ◇現状・課題◇

- 現代の食生活は、社会との関わりなくしては成り立たないものです。食料の過剰生産や食べ残しによる大量廃棄、わが国の低い食料自給率など「食」に関する社会問題に対し、自己の問題として関心を持つことが必要となってきました。
- 「食」の安全・安心を揺るがす問題が起こっていますが、一方では「食」に関する情報が氾濫し、「食」の安全性に不安を感じる人が少なくありません。
- 食料自給率の向上、生産者の顔が見える安全・安心な食料の供給には、地域で生産された食材を地域で消費する「地産地消」の推進が重要です。このため市内にある地元産農産物の直売所の活用度を高める必要があります。また、生産者と消費者の交流を深め「食」の信頼関係を築くことも必要です。
- 本市の「緑風館」や「花と香りのふれあいセンター」では、伝統・郷土料理や地元の食材を使った料理教室などが開催され、市街地と農村部の市民の情報交換の場となっています。



緑風館



花と香りのふれあいセンター

## ◇取組方針◇

**取組方針 1 地域の食材の良さを知り、味わう**

**取組方針 2 「食」を通じて地域を知る**

### 取組方針 1 地域の食材の良さを知り、味わう

#### 施 策

◇地域で生産される食材の良さを知り、地域の食材を地域で消費する  
「地産地消」を推進する

◇生産者と消費者の交流を充実する

＜実施項目＞

- 地産地消を推進します。
- 環境に配慮した生産方法を推進します。
- 生産者、事業者の食品の安全性重視を推進します。
- 生産地見学を推進します。



地産地消

## ■市は次のように進めていきます

事業	対象者	内容	担当課
幼稚園における食育の推進 (食育だよりの発行) 【再掲】	園児	食育に関する情報の発信や園の取組み等をお知らせします。	学務課 (市立幼稚園)
保育園における食育の推進 (生産者との交流給食)	園児	給食に使用する地元産野菜や米の生産者と給食を共にし、食べ物について話を聞く交流会を開催します。	保育課
学校給食事業 (学校給食の充実)	小・中学生	「食」への関心を持てるよう地元産農産物を活用した献立や行事食、郷土料理、セレクト給食、国際メニュー、児童生徒や学校からのリクエスト献立を採り入れます。	学務課
学校給食事業 (食に関する指導)	小・中学生	地元産農産物を採り入れた学校給食を実施することにより、地域の食材や地域性、気候風土など各教科で行う学習との連携を図ります。	学務課
地産地消推進事業	生産者	学校給食に使用する安全・安心な久喜市産の埼玉県特別栽培農産物 <sup>※6</sup> 生産者に対し、特別栽培の助成を行い、栽培意欲の向上を図ります。	農業振興課
農業振興総合対策(推進事業)	各種団体	地域資源の「れんげ」を活用した「久喜市れんげ祭り」(毎年4月29日)主催者「久喜市れんげ祭り実行委員会」に対して補助金を交付し、農業・農村への理解を深め、市民の相互交流を図ります。	農業振興課
地産地消推進事業	市民	地元産そば粉を使ったそば打ち講習会を開催します。	鷲宮総合支所環境経済課

### 埼玉県特別栽培農産物の認証マーク

※6 埼玉県特別栽培農産物  
埼玉県が定める基準(化学合成農薬や化学肥料を慣行の5割以下に削減)を満たして栽培し、書類審査や現地確認等を経て埼玉県から認証を受けた農産物です。



資料：埼玉県農産物安全課



## ■地域ではこのようなことに取り組みます

活動	対象者	内容	団体
工場見学の実施	園児保護者	給食センター等食に関する工場見学を行います。 	私立幼稚園・保育園
工場見学の受け入れ	市民	製造工場の見学を受け入れます。	食品関係者
地元産食材の使用	小・中学生 (一部地域)	学校給食での行事食や郷土料理、伝統料理などで、地元産食材の活用を図り、地域の食材への関心を高めます。	食品関係者
バザー等での地元産食材の販売	市民	地元産食材や食品の販売をします。	小・中学校PTA
残飯を利用した堆肥の活用	学校 市民	学校給食の食べ残しを有機肥料化し、学校や家庭菜園で活用します。	食品関係者
地元産食材を使った料理の普及、啓発	市民	地元産食材の活用について普及、啓発を図ります。	食品関係者
伝統食の普及	市民	料理講習会等を通じて伝統食の普及を図ります。	食生活改善推進員協議会
地元産食材を使った料理講習会	市民	地元産食材の活用について普及、啓発を図ります。	食生活改善推進員協議会
地元産食材の直売と普及	市民	地元産食材の販売、各直売所の特産品の交流販売を行います。	農業関係者
消費者との交流	市民	イベント等において、消費者と農産物についての意見交換を行います。	農業関係者
地元産食材の情報提供	市民	安全・安心な地元産食材の情報提供を行います。 	農業関係者
地元産食材の使用	利用者	地元産食材を使用した食事を提供します。	介護、障がい者関係事業所

コ ラ ム

☆ 農産物直売所

市内で生産された農産物や加工品を販売する農産物直売所では、季節ごとにきゅうりやトマト、キャベツ、ねぎ、ブロッコリー、インゲンなどなじみの野菜が並びます。このほか、時期の山菜や珍しい野菜、イチジク、巨峰、特産のなしやいちごなど果物も販売しています。  
また、米は年間を通じて、久喜産の彩のかがやきやコシヒカリを販売しています。



久喜キラリ直売館  
久喜市本町 3-16-40



菖蒲グリーンセンター  
久喜市菖蒲町小林 227



南栗橋農産物直売所・フレサ  
久喜市南栗橋 4-17-17

資料：JA南彩、南栗橋農産物直売所運営協議会

☆ 地元産米に注目してみましょう



本市には約 2,450ha の水田があって、平成 22 年には 2,150ha の水稲が作付けされ、約 8,760 トンのお米が生産されています。なかでも、埼玉県が開発した「彩のかがやき」という品種は、病害虫に強い抵抗性を備えていて減農薬栽培に適し、コシヒカリ並みの高い食味を持ったおいしいお米です。  
地元で生産されたお米をたくさん食べて、「地産地消」に取り組みましょう！

資料：農林水産省 耕地及び作付面積統計

☆ 特産品の生産状況（平成 23 年産）

	なし	いちご
栽培面積 (ha)	55	10
生産量 (t)	1,039	324



本市で栽培されている主ななしの最盛期は、幸水 8 月上旬、彩玉 8 月下旬、豊水 9 月上旬、あきづき 9 月下旬からです。



「とちおとめ」が中心。甘みと酸味のバランスがよく、色つやのよいいちごです。本市での最盛期は 1・2 月頃です。



資料：JA 南彩久喜営農経済センター・JA 南彩菖蒲営農経済センター・久喜市梨組合  
菖蒲町梨組合連合会・JA 南彩苺共販部会久喜支部・菖蒲町苺組合連合会

## 取組方針 2 「食」を通じて地域を知る

### 施策

◇「食」を通じて環境を考え、環境にやさしい生活を広める

◇自らが安全な食品を選ぶことができるよう支援する

＜実施項目＞

- ・食の安全性に関する知識の普及、啓発に努めます。
- ・食品廃棄物の抑制を推進します。
- ・地域の伝承料理を知り、広めます。



### ■市は次のように進めていきます

事業	対象者	内容	担当課
学校給食事業 (学校給食の充実)	市民	予定献立表や給食だよりを市のホームページに掲載することにより、学校給食に採り入れている行事食、郷土料理、伝統料理などの情報提供を行います。	学務課
保育園給食事業 (アレルギー対応食の提供) 【再掲】	園児	保育園給食において、アレルギーをもつ園児へのアレルギー対応食を提供します。	保育課
食育事業 (アレルギー合同研修会) 【再掲】	乳幼児 保護者 会員	アレルギー児をもつ保護者及び久喜市ファミリー・サポート・センター協会の会員を対象としたアレルギー講習会を開催します。	子育て支援課 保育課
学校給食事業 (学校給食の実施)	小・中学生	学校給食の残渣調査を行い、成長期に必要な栄養バランスの取れた食事の改善に努めるとともに、教育活動を通じて食材の良さを知り味わい、学校給食の充実を図ります。	学務課
学校給食事業 (食に関する指導)	小・中学生	地元産農産物を採り入れた献立や季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理などを採り入れた献立を実施することにより、食べ物に感謝し、楽しく学ぶ機会を拡大します。	学務課
学校給食事業 (学校給食の充実)	小・中学生	季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理などを採り入れた献立を実施し、食育の推進を図ります。	学務課
公民館事業 (そば打ち体験)	中学生 市民(一部地域)	地域の食文化である「そば打ち」を通じて中学生と地域の人々との交流を深める講習会を行います。	中央公民館

事業	対象者	内容	担当課
公民館事業 (料理教室)	市民	郷土料理や季節の料理等をつくり、会食をする教室を開催します。	中央公民館
しみん農園運営事業	市民	地元産農産物を使用して地域で昔から受け継がれている料理の講習会を実施します。また、家族や仲間と料理や会食を楽しめる場を提供します。	農業振興課 菖蒲総合支所環境経済課
リサイクル促進事業	市民	廃油(食用)のリサイクル(石鹸づくり)の機会を提供します。	環境課
生ごみの減容化及び堆肥化事業	市民	家庭からの生ごみを原料とした堆肥づくりを行います。	久喜宮代衛生組合
生ごみの処理容器等購入費補助制度	市民	「コンポスト」「EM処理容器」「電気式生ごみ処理機」の購入費補助金を交付します。	久喜宮代衛生組合
地産地消推進事業 【再掲】	市民	地元産そば粉を使ったそば打ち講習会を開催します。	鷲宮総合支所環境経済課



## ひとロメモ 4


### 食品の表示例

	JAS マーク	成分や食味、香り、色などの品質について定められた規格を満たす食品に付いています。特級・上級・標準の等級に分けられている食品もあります。																											
	有機 JAS マーク	規格を満たす有機農産物、有機畜産物、有機加工食品に付いています。																											
	特定保健用食品(トクホ)のマーク	「血圧を正常に保つことを助ける」「おなかの調子を整えるのに役立つ」など、健康への作用を持つ成分を含んでいて、有効性や安全性が科学的に証明されていることを国が個別に認めている食品に付いています。																											
	特別用途食品のマーク	乳幼児の発育や、妊娠中・授乳中・高齢・病気の方などの健康の保持や回復などに適していると国が認めている食品に付いています。																											
食品表示	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>豆菓子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料名</td> <td>落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦をきむ)、食塩、砂糖、香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)</td> </tr> <tr> <td>内 容 量</td> <td>100 g</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td>06.9.20</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>直射日光、高温多湿を避け、常温で保存してください。</td> </tr> <tr> <td>製 造 者</td> <td>〇〇食品株式会社 〒×××××××× 東京都千代田区△△△</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	豆菓子	原材料名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦をきむ)、食塩、砂糖、香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)	内 容 量	100 g	賞味期限	06.9.20	保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存してください。	製 造 者	〇〇食品株式会社 〒×××××××× 東京都千代田区△△△	栄養成分表示	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示 1本(200 ml)あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー</td> <td>139 kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>6.8 g</td> </tr> <tr> <td>脂 質</td> <td>0.8 g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>10.0 g</td> </tr> <tr> <td>ナトリウム</td> <td>85 mg</td> </tr> <tr> <td>カルシウム</td> <td>227 mg</td> </tr> </tbody> </table>	栄養成分表示 1本(200 ml)あたり		エネルギー	139 kcal	たんぱく質	6.8 g	脂 質	0.8 g	炭水化物	10.0 g	ナトリウム	85 mg	カルシウム	227 mg
名 称	豆菓子																												
原材料名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦をきむ)、食塩、砂糖、香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)																												
内 容 量	100 g																												
賞味期限	06.9.20																												
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存してください。																												
製 造 者	〇〇食品株式会社 〒×××××××× 東京都千代田区△△△																												
栄養成分表示 1本(200 ml)あたり																													
エネルギー	139 kcal																												
たんぱく質	6.8 g																												
脂 質	0.8 g																												
炭水化物	10.0 g																												
ナトリウム	85 mg																												
カルシウム	227 mg																												

賞味期限・おいしく食べることができる期限です。この期限を過ぎても、すぐ食べられないということではありません。  
消費期限・期限を過ぎたら食べないほうが良いです。

資料：厚生労働省・農林水産省

## ■地域ではこのようなことに取り組みます

活 動	対象者	内 容	団 体
アレルギー対応給食の提供	園児	アレルギー児への対応給食を提供します。	私立幼稚園・保育園
安全・安心な地元産農産物の提供	小・中学生	市内農業者が生産している埼玉県特別栽培農産物を市内の学校給食に供給します。	農業関係者
食品選択に関する知識の普及	市民	消費生活にかかわる研修会に参加し、食品選択に関する知識を習得し、普及を行います。	消費者団体
廃油石鹸づくりとエコライフの啓発	市民	家庭から排出される食用油をリサイクルした石鹸づくりと、家庭からの食品廃棄物の抑制を推進します。 	各種団体
アレルギー対応メニューの提供	市民	食物アレルギーを持つ方への対応メニューを提供します。	食品関係者
多様な食事の体験機会の提供	利用者	行事食、郷土料理、喫茶、誕生会での祝膳等様々な食事を提供します。	介護、障がい者関係事業所
伝統食・郷土食等の提供	入所者	郷土料理や行事食、季節のものを取り入れた食事を提供します。	介護、障がい者関係事業所

### ＝ 食の安全についての情報 ＝

- ・「食の安全ダイヤル」 03-6234-1177 食品安全委員会  
食品の安全性に関する情報提供、問い合わせ、意見等を受け付けます。  
(受付時間は、平日の10時から17時。祝日及び年末年始を除く。)
- ・「消費者の部屋」農林水産省 03-3591-6529
- ・埼玉県食品安全課 048-830-3425・3422

## □市民のみなさん、やってみましょう



子どもは

- 地域でとれる食べ物に関心を持ち、食べてみましょう
- 食べ残しを減らしましょう
- 食べ物が生産される様子を知りましょう



大人は

- 地域でとれた食材を利用しましょう
- 家庭で食べる量をよく考えて、食品を購入しましょう
- 賞味期限にとどまらず、食品表示等に関心を持ちましょう

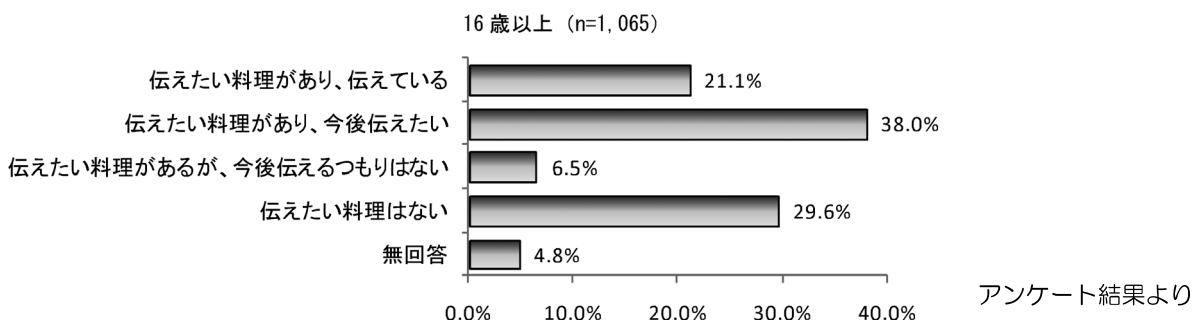
## 基本目標3 豊かな心を育む食育

「食」の体験を通じて「食」への感謝の気持ちを持ち、家族や仲間と一緒においしく楽しい食事をしながら、「食」について楽しく学ぶ “豊かな心を育む食育” を推進します。

### ◇現状・課題◇

- 食卓は家族の団らん、仲間や地域でのコミュニケーションの場であり、子どもは家庭や大勢の人たちとの楽しい食事を通じて、あいさつやマナー、「食」への感謝の心を学んでいきます。さらに、家庭や地域は昔から受け継がれてきた食文化を伝える役割を担っています。本市では「伝えたい料理がある」とする市民（16歳以上）は6割です。（図表29）
- 近年は家族そろって食卓を囲む機会や仲間・地域での会食の機会が減ってきています。本市においてもきちんとした食事を2人以上で楽しくゆっくり食べている市民（16歳以上）は6割ほどで、食事が「楽しい」「とても楽しい」と感じている小・中学生は9割にとどまっています。（P22 図表27、P23 図表28）
- 「食」への感謝の心や食事を大切に思う気持ちを育むためには、「食」をもたらし社会に目を向けることが必要です。本市には、市民が農作業を体験できる「しみん農園」があり、中でも「しみん農園久喜」には市内の児童等を対象にした「学童体験農園」があります。
- 本市の「しみん農園菖蒲」、「花と香りのふれあいセンター」、「鷲宮東コミュニティーセンター」、「鷲宮西コミュニティーセンター」では、料理や会食を楽しめる屋外施設もあり、家族や仲間での交流の場となっています。また、公民館やコミュニティーセンター等では食に関する学習や講習会が開かれ相互交流の場となっています。

図表29 食文化の継承について



## ◇取組方針◇

取組方針1 「食」にかかわる人や食べ物に感謝し、楽しく学ぶ

取組方針2 「食」を通じた“家族・仲間・地域”をつくる

取組方針1 「食」にかかわる人や食べ物に感謝し、楽しく学ぶ

### 施 策

◇食べ物や食事をつくる人への感謝の気持ちを持つ

◇食品の生産や製造に携わる人々への感謝の気持ちを持つ

◇「食」の生産体験の機会を充実する

<実施項目>

- ・農業体験等食品の生産体験活動を推進します。
- ・料理体験を推進します。



小豆の種まき



田植え



## ■市は次のように進めていきます

事業	対象者	内容	担当課
幼稚園における食育の推進 (食育だよりの発行) 【再掲】	園児 保護者	食育に関する情報の発信や園の取組み等をお知らせします。	学務課 (市立幼稚園)
子育て支援センターにおける食育事業 (収穫・料理体験)	幼児 保護者	野菜の収穫体験と収穫物を使った子どもに必要な栄養素について学ぶ料理教室を開催します。 	子育て支援課 (子育て支援センター)
保育園における食育の推進 (いのちの育ちと食についての学習)	園児	米や野菜等を栽培し、収穫物を使った料理づくりと会食を行います。	保育課 (市立保育所)
幼稚園における食育の推進 (野菜の栽培体験)	園児	野菜等を栽培し、収穫物を使った料理づくりや会食を行います。	学務課 (市立幼稚園)
学校給食事業 (食に関する指導) 【再掲】	小・中学生	地元産農産物を採り入れた献立や季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理などを採り入れた献立を実施することにより、食べ物に感謝し、楽しく学ぶ機会の推進を図ります。	学務課

## ■地域ではこのようなことに取り組みます

活 動	対象者	内 容	団 体
農業体験活動	園児	農作物の種まきから収穫までの農業体験を行います。 	私立幼稚園・保育園
料理の楽しさを学ぶ機会の提供	園児 保護者	ジャガイモを使ってのカレーパーティーやおやつづくりを行います。	私立幼稚園・保育園
農業体験活動への支援	小学校 (一部地域)	地域の小学校に農業資材及び野菜の苗を提供します。	農業関係者
食農教育	小学校 (一部地域)	地域の小学生・保護者を対象に田植え、稲刈り体験会を開催し次世代を担う子どもたちへの食農教育を実施します。	農業関係者
食品生産体験学習の受け入れ	中学生 (一部地域)	食品生産体験学習を受け入れます。	食品関係者
食品づくり体験教室の開催	市民	食品づくりの体験教室（出張教室または自社工場受け入れ）を開催します。	食品関係者
生きがい対策事業	入所者	施設内中庭等での季節に応じた野菜づくりを行います。	老人施設

## 取組方針2 「食」を通じた“家族・仲間・地域”をつくる

### 施策

- ◇家族や仲間と楽しく食事をするを通して、子どもの頃から望ましい食のマナーを身につける
- ◇「食」を通じた世代間交流、地域間交流、グループ活動など多様なネットワークの構築や交流を推進する

#### <実施項目>

- ・料理体験を推進します。
- ・あらゆる機会をとらえて、楽しく食べることを普及、啓発します。
- ・食のマナーについての学習を推進します。
- ・交流給食や行事給食を推進します。
- ・地域や家庭で受け継がれてきた食文化の継承を推進します。



地域の仲間と味噌作り



保育園でのおやつ作り

## ■市は次のように進めていきます

事業	対象者	内容	担当課
幼稚園における食育の推進 (誕生会会食)	園児	月に1回の誕生会に同じメニューの弁当を会食する機会を設けます。	学務課 (市立幼稚園)
学校給食事業 (学校給食の充実)【再掲】	小・中学生	季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理などを採り入れた献立を実施し、食育の推進を図ります。	学務課
公民館事業 (親子料理教室)	小学生 保護者	親子で楽しく料理をつくり、会食をする教室を開催します。	中央公民館
放課後子ども教室推進事業 (ゆうゆうプラザ)	小学生 市民 (一部地域)	子どもたちが地域の人達と一緒に、料理や会食をし交流を行う機会を設けます。	生涯学習課
公民館事業 (そば打ち体験) 【再掲】	中学生 市民 (一部地域)	地域の食文化である「そば打ち」を通じて中学生と地域の人々との交流を深める講習会を行います。	中央公民館
学校給食事業 (学校給食の充実)【再掲】	市民	予定献立表や給食だよりを市のホームページに掲載することにより、学校給食に採り入れている行事食、郷土料理、伝統料理などの情報提供を行います。	学務課
公民館事業 (料理教室)【再掲】	市民	郷土料理や季節の料理等をつくり、会食をする教室を開催します。	中央公民館
しみん農園運営事業 【再掲】	市民	地元産農産物を使用して地域で昔から受け継がれている料理の講習会を実施します。また、家族や仲間と料理や会食を楽しめる場を提供します。	農業振興課 菖蒲総合支所環境経済課

## ■地域ではこのようなことに取り組みます

活動	対象者	内容	団体
子育て支援事業	幼児 小学生 保護者	親子や家族と一緒に手打ちうどんやおやつづくりをし、会食します。	各種団体
食習慣づくりの指導	園児	安全・衛生面に配慮しながら給食の配膳を手伝う学習を進めます。 	私立幼稚園・保育園
食事を通じた交流	園児	こどもの日、七夕などで行事メニューを全園児で会食します。	私立幼稚園・保育園
料理の楽しさを学ぶ機会の提供	小学生 保護者	親子でできる簡単な朝食づくりと会食を行います。	小・中学校PTA
料理の楽しさを学ぶ機会の提供	小学生	放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）において料理体験の支援を行います。	小・中学校PTA
料理講習会の開催	保護者	料理講習会を開催します。	小・中学校PTA
食事を通じた交流	中学生 保護者	地域の方から指導を受け、親子で交流を深めながら日本の伝統食文化を学びます。	小・中学校PTA
食事を通じた交流	市民	親子でそばを打ち、会食を通じて家族のコミュニケーションを図ります。	各種団体
料理の楽しさを学ぶ機会の提供	小学生 保護者	親子で楽しく学ぶ料理教室を開催します。	食生活改善推進員協議会
伝統食の普及【再掲】	市民	料理講習会等を通じて伝統食の普及を図ります。	食生活改善推進員協議会
伝統食・郷土食等の提供【再掲】	入所者	郷土料理や行事食、季節のものを取り入れた食事を提供します。	介護、障がい者関係事業所
多様な食事の体験機会の提供【再掲】	利用者	行事食、郷土料理、喫茶、誕生会での祝膳等様々な食事を提供します。	介護、障がい者関係事業所

## □市民のみなさん、やってみましょう



子どもは

- 食事のあいさつやマナーを守りましょう
- 食事の準備や後片付けを手伝いましょう
- 食事をつくってみましょう
- 栽培や収穫の体験を通じて食べ物の大切さを知りましょう
- 昔の食事や地域に伝わる食べ物に関心を持ちましょう



大人は

- 食べ物や食事の大切さについて話をしましょう
- 子どものお手本となる食事のマナーを身につけましょう
- 家族や仲間と楽しく料理や食事をする機会をつくりましょう
- 農作物の栽培や収穫を通じて、子どもたちに食べ物の大切さを伝えましょう
- 地域の伝統的な食文化や郷土料理に関心を持ち、子どもに伝えましょう



## V 評価指標

この章は、目標達成を評価・点検するための指標について示しています。



# 1 評価指標

目標達成を評価し見直すため、以下の評価指標を設定します。

	指 標	対象者	現 状 (平成 22 年度)	目 標 値 (平成 27 年度)	備考	
基本 目 標 1 ・ 2 ・ 3	朝食を食べない市民の割合 (「ほとんど食べない」)	小学生 中学生 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性	1.7% 4.0% 11.8% 13.5% 16.2%	0% 0% 10%以下 10%以下 15%以下	平成22年度市民の健康・食に関する意識及び実態調査	
	自分にとっての適切な食事の量や内容を知っている市民の割合	16歳以上	63.8%	70.0%		
	食育の言葉や意味を知っている市民の割合	小学生 中学生 16歳以上	82.6% 75.6% 82.8%	90.0%		
	食事をよく噛みゆっくり食べる市民の割合	16歳以上	28.7%	35.0%		
	地元産食材を優先的に購入する市民の割合	16歳以上	9.1%	15.0%		
	学校給食における地元産農産物を使用する割合(米を含む)	小・中学生	33.2%	35.0%		平成22年度実績
	毎日きちんとした食事を楽しくゆっくり食べる市民の割合	小学生 中学生 16歳以上	72.9% 49.9% 57.6%	85.0% 65.0% 70.0%		平成22年度市民の健康・食に関する意識及び実態調査
	食文化を伝える市民の割合 (伝えたい料理があり、伝えている、今後伝えたい)	16歳以上	59.1%	70.0%		

## Ⅵ 食育推進の体制

この章は、市民一人一人が主体的に食育に取り組むための推進体制の確立について示しています。

# 1 食育推進の充実・強化

食育の推進は、市民一人一人が食の重要性に気づき、主体的に選択し取り組むことを基本とするもので、家庭は食育を実践する場となります。

今後は、家庭を取り巻く地域・学校・職場など日常の暮らしの場で、食育に関する様々な団体や行政（市）の連携の輪が広がっていくことが期待されています。

## (1) 食育推進会議を中心とする推進体制の確立

「久喜市食育推進会議」は協働を広げる役割を担うものです。このため、推進会議を中心に市民や関係団体などとの連携、協力、積極的な施策の推進を図ります。

また、今後、さらに団体間のネットワークの拡大をめざしていきます。

【今後期待される食育推進会議を中心とするネットワークイメージ図】



## (2) 庁内の推進体制の確立

本計画を総合的、全庁的に推進するためには、関係各課と課題を共有し互いの連絡、調整を図りながら推進していく必要があります。このため「久喜市食育推進庁内連絡会議」の充実を図り、庁内における進行管理体制を確立していきます。

## (3) 食育の情報発信など環境整備の強化


これまでも関係各課による「食」に関する情報発信を行ってきましたが、今後は本計画に基づき一元化を図り、総合的な食育情報の発信に取り組んでいきます。

また、本市においても国の「食育推進基本計画」により定められた毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」とし、食育の気運を高めていきます。

【市のホームページ上の食育サイトイメージ図】



【市が推進する事業】

事業	対象者	内容	担当課
食育サイトの開設	市民 団体 企業等	家庭・団体・企業等に対し、食に関する様々な情報を総合的に提供するとともに、利便性の向上にも取り組んでいきます。 ・様々なレシピ等の情報提供 ・地元産農産物等の情報提供	健康医療課
「食育月間」・ 「食育の日」の設置	市民	食への関心を高める月間・日を設置し、市民等の意識の醸成を図ります。 ・食に関する講演会、イベントの開催 	健康医療課

## 2 実効性の確保

本計画を総合的、継続的に推進するため、毎年、各施策（事業）の進捗状況について点検を行い、「久喜市食育推進会議」の評価と適切な助言を受けるものとします。

また、本計画の見直し時には、成果指標に対する達成度を把握し、施策（事業）の成果と課題を明らかにします。

## 3 計画の公表・周知

市民一人一人の食育への取組みを支援するため、あらゆる機会をとらえて本計画の施策（事業）を推進していきます。また、市の広報紙、ホームページ等を通じて広く市民にPRを行います。

# 資料編

# 1 策定経過

月 日	会議名等	審議内容等
平成22年度		
10月14日	久喜市食育推進庁内連絡会議 作業部会	・久喜市食育推進庁内連絡会議の設置及び久喜市食育推進計画の策定について(趣旨説明) ・アンケート調査の実施について
10月21日	久喜市食育推進庁内連絡会議	同上
11月8日	久喜市食育推進会議	・委員の委嘱について ・久喜市食育推進会議について ・久喜市食育推進計画の策定について(趣旨説明) ・市民意識調査の実施について
3月3日	久喜市食育推進庁内連絡会議 作業部会	・「健康・食に関するアンケート調査」結果について ・第2次食育推進基本計画について
3月28日	久喜市食育推進会議	同上
平成23年度		
5月30日	久喜市食育推進庁内連絡会議 作業部会	・(仮称)久喜市食育推進計画の基本的な考え方(案)について ・(仮称)久喜市食育推進計画策定のための食育に関連する事業調査(案)及び(仮称)久喜市食育推進計画策定のための食育に関連する事業・活動調査(案)について
6月7日	久喜市食育推進庁内連絡会議	同上
7月4日	久喜市食育推進会議	同上
7月29日	久喜市食育推進庁内連絡会議 作業部会	・(仮称)久喜市食育推進計画(案)について(基本理念、基本方針等) ・健康づくりに関してのご意見・ご要望とりまとめ(健康・食に関するアンケート調査結果から)について(報告)
8月5日	久喜市食育推進庁内連絡会議	同上

月 日	会議名等	審議内容等
8月19日	久喜市食育推進会議	同上
10月5日	久喜市食育推進庁内連絡会議 作業部会	・(仮称)久喜市食育推進計画(案)について(施策の体系、取組みについて)
10月13日	久喜市食育推進庁内連絡会議	同上
10月24日	久喜市食育推進会議	同上
11月8日	久喜市食育推進庁内連絡会議 作業部会	・(仮称)久喜市食育推進計画(案)について(評価指標、推進体制について)
11月18日	久喜市食育推進庁内連絡会議	同上
12月19日	久喜市食育推進会議	同上
1月5日～ 2月3日	市民意見提出制度(パブリックコメント)募集	意見なし
2月20日	久喜市食育推進庁内連絡会議 作業部会	・久喜市食育推進計画(案)の作成 ・久喜市食育推進計画の推進(案)について
2月22日	久喜市食育推進庁内連絡会議	同上
3月5日	久喜市食育推進会議	・久喜市食育推進計画(案)の作成 ・久喜市食育推進計画の推進(案)について



## 2 久喜市食育推進会議条例

平成22年7月13日

条例第248号

(設置)

第1条 本市における総合的な食育の推進を図るため、食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、久喜市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 久喜市食育推進計画(法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。)を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 教育若しくは保育に関する機関又は関係団体に属する者
- (3) 社会福祉、保健若しくは医療に関する機関又は関係団体に属する者
- (4) 農業者又は農業に関する団体に属する者
- (5) 食品の製造、加工、流通、販売若しくは食事の提供を行う事業者又はその組織する団体に属する者
- (6) 食育の推進に関する活動に携わるボランティア団体に属する者及び消費者団体に属する者
- (7) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の推進会議の会議は、市長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、食育のため必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康増進部健康医療課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 久喜市食育推進会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	団体名	区分
天海 ひろみ	公 募	市 民
佐藤 敏江	//	//
関 直子	//	//
中村 文隆	//	//
濱田 亜砂子	//	//
真木 美智子	//	//
中山 進	久喜市校長会 平成22年11月8日～23年3月31日	教育・保育
中山 龍男	// 平成23年5月18日～	
酒巻 貴代	久喜市PTA連合会	//
夢川 善裕	久喜市私立幼稚園協会	//
高木 学	久喜市医師会	社会福祉・保健・医療
漆原 正明	久喜市歯科医師会	//
鹿田 史紀	久喜市薬剤師会	//
阿部 俊郎	社会福祉法人久喜同仁会（鶴寿荘）	//
川島 一晃	埼玉みずほ農業協同組合	農業関係
斎藤 大丈夫	JA南彩農産物直売所連絡会議	//
斉藤 勝義	久喜市商工会	食品関係
森谷 明子	全国農協食品(株) 久喜事業所	//
羽柴 直子	久喜市食生活改善推進員協議会	ボランティア・消費者団体
○ 宮内 智	久喜市くらしの会	//
◎ 野原 宏	学識経験者等	

◎は会長 ○は副会長

## 4 久喜市食育推進庁内連絡会議規程

平成22年9月13日

久喜市訓令第55号

(設置)

第1条 市における食育に関する施策を関係課が連携して総合的に推進するため、久喜市食育推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 久喜市食育推進会議条例（平成22年久喜市条例第248号）第2条第1号に規定する久喜市食育推進計画の作成についての検討及び進行管理に関すること。
- (2) その他食育に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康増進部部長の職にある者を、副会長は健康増進部健康医療課課長（以下「健康医療課長」という。）の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、食育に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、連絡会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 食育推進計画の作成について、必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、食育に関する施策の推進に必要な事項を協議するため、連絡会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は健康医療課課長の職にある者を、副部会長は健康増進部健康医療課（以下「健康医療課」という。）の健康企画係係長をもって充て、部会員は連絡会議に属する関係各課の食育に係る業務を担当する職員のうち関係各課の課長にそれぞれ推薦された者とする。
- 4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、食育に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び作業部会の庶務は、健康医療課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部	生活安全課長
環境経済部	環境課長
	農業振興課長
	商工観光課長
福祉部	障がい者福祉課長
	介護福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
健康増進部	中央保健センター所長
	国民健康保険課長
教育部	学務課長
	生涯学習課長
	中央公民館長

## 5 市が取り組む食育事業担当課一覧

- 環境課
- 農業振興課
- 介護福祉課
- 子育て支援課
- 保育課
- 健康医療課
- 国民健康保険課
- 学務課
- 指導課
- 生涯学習課
- 菖蒲総合支所環境経済課
- 栗橋総合支所環境経済課
- 鷺宮総合支所環境経済課
- 中央保健センター 0480-21-5354
- 菖蒲保健センター 0480-85-7021
- 栗橋保健センター 0480-52-5577
- 鷺宮保健センター 0480-58-8521
- 中央公民館 0480-21-1550
- 久喜宮代衛生組合 0480-34-2042



久喜市役所 (代) 0480-22-1111



# 久喜市食育推進計画

平成 24 年 3 月

---

発 行：久喜市  
編 集：久喜市健康増進部健康医療課  
住 所 〒346-8501  
埼玉県久喜市下早見 85-3  
電 話 0480-22-1111 (内線 3422)  
F A X 0480-22-3319  
E-MA I L kenkoiryo@city.kuki.lg.jp  
U R L <http://www.city.kuki.lg.jp/>

「この冊子は、1,000部作成し、1部あたりの単価は270円です。」